

平成26年第1回美幌町議会定例会会議録

平成26年 3月 6日 開会

平成26年 3月19日 閉会

平成26年3月7日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問
1 番 新 鞍 峯 雄 君
9 番 坂 田 美栄子 君
4 番 上 杉 晃 央 君
8 番 岡 本 美代子 君
10 番 吉 住 博 幸 君

○出席議員

1 番 新 鞍 峯 雄 君	2 番 大 江 道 男 君
3 番 中 嶋 すみ江 君	4 番 上 杉 晃 央 君
5 番 早 瀬 仁 志 君	6 番 松 浦 和 浩 君
8 番 岡 本 美代子 君	副議長 9 番 坂 田 美栄子 君
10 番 吉 住 博 幸 君	11 番 橋 本 博 之 君
12 番 宗 像 密 琇 君	議長 14 番 古 館 繁 夫 君

○欠席議員

13 番 大 原 昇 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長 沖 田 滋 君
農 業 委 員 会 長 鈴 木 幸 往 君	監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明者

副 町 長 染 谷 良 君	総 務 部 長 平 井 雄 二 君
民 生 部 長 藤 原 豪 二 君	経 済 部 長 広 島 学 君
建 設 水 道 部 長 磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長 大 村 英 則 君
会 計 管 理 者 植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長 糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹 田 村 圭 一 君	電 算 主 幹 河 端 勲 君
まちづくり主幹 小 西 守 君	財 務 主 幹 矢 菽 浩 君
契 約 財 産 主 幹 村 田 純 一 君	税 務 主 幹 田 中 三 智 雄 君
環 境 生 活 主 幹 石 坂 聡 君	児 童 支 援 主 幹 武 田 孝 司 君
福 祉 主 幹 谷 川 明 弘 君	健 康 推 進 主 幹 佐 藤 和 恵 君
農 政 主 幹 但 馬 憲 司 君	公 社 主 幹 門 別 孝 志 君
耕 地 林 務 主 幹 伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹 小 室 秀 隆 君
建 設 主 幹 高 崎 利 明 君	建 築 主 幹 露 口 哲 也 君
水 道 主 幹 澤 島 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹 橋 本 美 典 君
事 務 連 絡 室 次 長 中 村 敏 文 君	教 育 長 平 野 浩 司 君

教 育 部 長	高 木 恵 一 君	学 校 教 育 主 幹	小 室 保 男 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	荒 井 紀 光 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	佐 藤 修 君	農 委 事 務 局 長	岩 田 憲 次 君
選 管 事 務 局 長	石 澤 憲 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事 務 局 長	馬 場 博 美 君	次	長 那 須 清 二 君
議 事 係 長	水 上 修 一 君	庶 務 係	猪 本 郁 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成26年第1回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番宗像密琇さん、1番新鞍峯雄さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました2項目2点について質問をさせていただきます。

まず一つ目は、空き家対策についてであり

ます。

空き家対策条例の設置についてでありますけれども、少子高齢化や核家族などが進行したに伴い、自宅を空き家のままにして高齢者施設に入居したり、また居住者が亡くなったり、相続人がそのまま放っておいたりするといった例で空き家がふえ続けている。

平成24年3月の定例議会で、私は空き家対策について一般質問をしているが、その中で条例制定について検討すると答弁をいただいている。さらに平成25年9月の定例議会では、坂田議員の一般質問にもあったが、このときの答弁では空き家対策の条例制定に向け調査検討をしていたが、国は空き家対策特別措置法案を提出する見込みであるため、情報収集を行い、空き家対策を進めていきたいとのことであった。

しかし、現在のところ法案はまだ成立していない。

景観、防災、防犯などの面で生活環境が著しく損なわれている廃屋、これは手入れもせず荒れ果てた家のことでありますけれども、また空き家は明るく安全で住みよいまちづくりを進めるためにも、条例の制定が必要と考えるが、町長の考えをお伺いします。

二つ目は、子ども・子育て支援事業計画について。子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。

平成24年8月22日に子育て関連三法の法律が公布され、平成27年度から5カ年計画の子ども・子育て支援事業計画を策定することになっているが、次の点についてお伺いしたい。

1、地方版子ども・子育て会議の設置の状況について。

2、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の範囲や対象はどのように検討されたのか。

三つ目は、平成26年度で終了する美幌町次世代育成支援行動計画後期計画の検証をどのようにするのか。

四つ目は、事業計画策定の現在の進捗状況

と今後の作成に向けたスケジュールについて、4点について町長にお伺いします。

以上、1回目の質問でございます。よろしくお願ひします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 新鞍議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、空き家対策について、空き家対策条例の設置についてであります。老朽化し管理の行き届いていない空き家については景観、防災、犯罪の面からも課題となっているところであります。

町としての具体的な対応策としましては、美幌消防署による火災予防上、必要な指導を実施しており、平成25年度は9月現在で23戸を調査し、うち指導を行ったのは4戸となっております。

平成24年度との比較では、調査戸数で8戸の増、指導戸数で1戸の減となっております。

空き家の適正管理に関する条例化に向けた町の取り組み状況であります。自民党の議員立法による国会への法案提出がされている状況の中、現在、詰めの作業に入っているとの報道もされているところであります。

この法案は、倒壊の危険性のある空き家への指導、助言、勧告、命令ばかりでなく、行政代執行の方法による強制執行をも可能とする内容で、本町といたしましては法の規定に基づき、かつ地域の実態に沿った実効性のある条例制定に向けて取り進めてまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画について。

子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国の示す基本指針に則して5年を一区切りとする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

お尋ねの1点目、地方版子ども・子育て会議の設置の状況についてですが、平成25年10月22日に一般公募による方3名と児童福祉関係機関や幼稚園など、子育て支援に関する事業に従事する方など16名を含め、計19名により美幌町次世代育成支援推進協議会を設置し、現在まで2回開催したところであります。

2点目の子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の範囲や対象はどのように検討されたのかについてですが、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第4項の規定の中で、子どもの保護者の特定教育、保育施設など及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成するよう求めており、本町の調査票は国が設置した子ども・子育て会議の中で検討され、利用希望の把握手法として調査表の雛型を示したものを参考に原案を作成した上で、次世代育成支援推進協議会にお諮りをし、調査票を決定しました。

また、範囲や対象は同じく国の子ども・子育て会議において検討された内容を参考にゼロから5歳までの就学前の子供と、現在、放課後児童クラブを利用している児童とし、その保護者全員に昨年10月30日から11月15日期限としてニーズ調査を実施したところです。

3点目の平成26年度で終了する美幌町次世代育成支援行動計画後期計画の検証をどのようにするのかですが、現在ある次世代育成支援推進協議会の中で、後期計画の掲載事業の実績を報告し、各委員から御意見をいただき、民生部内で検証していきたいと考えております。

最後の4点目ですが、事業計画策定の現在の進捗状況と今後の作成に向けたスケジュールについてですが、現在の進捗状況は昨年実施したニーズ調査結果の速報値が出たところであり、今後、その内容を分析し計画策定に必要な量の見込み、確保内容、実施時期などを次世代育成支援推進協議会に諮り、北海道

との協議、調整も重ねながら、おおむねことしの秋ごろには素案を決定し、議会に説明を行った上で、パブリックコメントを経て来年の3月ごろには計画の決定と公表を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、御答弁をさせていただきました、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、空き家対策についてでありますけれども、ふえ続ける廃屋空き家に対して、多くの町民が不安を持って生活しております。

平成25年10月時点で、全国では272の自治体が条例を制定しています。法整備がない場合、空き家のまま放置された土地は私有地であるため、行政が簡単には手を出せない、また所有者を特定しようにも空き家の所有者が亡くなるなどして相続人が登記書類の書きかえを行っていないために、特定が難しいケースもあるため、自治体による改修や撤去の指導が困難な状況でもあると言われております。

このことについて町長はどのようにお考えになるのかお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、議員提案で法律が提案されようとしているということで、我が町においても私どももこの地域の資源としては、やはりすぐれた自然環境、あるいは雄大で北海道らしい景観、こういったものがあると、そして防犯、防火、防災、これら支障のある部分について、やはり何とかしなければいけないという思いでおります。

それで、条例の制定をやはりしておかなければ、万が一のことを考えると、やはりこの必要性は十分、感じておりますので、国がつくり上げた法律を見ながら、それに沿うような形、プラス美幌らしい、そういった条例制定をぜひ目指していきたいという気持ちでおります。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 参考までに、埼玉県所沢市では、平成22年10月に全国で初めて空き家対策条例を施行しております。施行以前は、空き家の苦情に対応する担当部署が明確でなく、所有者の指導に法的根拠がないなどで、打つ手がない状況が続いていたわけでありすけれども、所沢市の条例では所有者に適正な管理を義務づけるとともに、住民から情報提供があれば、市が実態調査を行い、所有者に助言、指導、勧告を行うことができ、さらに従わない場合は氏名を公表、最終的には警察などに依頼し撤去を行えるようにしたというものでございます。

老朽化した廃屋は撤去しなければならないと思っておりますけれども、これからは空き家の有効活用も重要なポイントであると考えます。

先月、自治会連合会と町との懇談会があり、自治会側から空き家の利活用についての提言がありました。内容は、空き家を改修して冬期間、高齢者のための集合住宅として除雪や買い物をサポートし、夏季滞在型観光施設として利用してはどうかの提案であり、これに対して町は新たな提案として研究することでありました。

自治会のこの提案を含めて、さらに高齢者介護の地域拠点としての活用とか、賃貸住宅としての再利用など、社会のニーズに合わせた活用方法はほかの自治体では既に取り組みを始めているところもありますけれども、この取り組みを参考にしながら検討すべきと考えておりますけれども、町長にお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 問題になるのは、空き家の状態から今度は廃屋になる状態が一番心配だということで、全国各地で条例化されているというようなことを聞いております。

そのような中で、この前、先日、自治会連合会との懇談会がありまして、具体的な形で高齢者対策のそういったものに使ったり、あるいは移住に向けてそのきっかけとなるよう

なその対策として空き家を利用したらどうだ
というような提案もありました。

新たな提案ということで、課題もかなり多
くあるとそのとき思いましたけれども、いず
れにしる連合会のお話の中では検討させてい
ただくと、研究させていただくというような
答弁をさせていただきました。

いずれにしる廃屋状態が続くと、要するに
人も住まない、住めない状態でいくと、やは
り先ほど言いましたように我が町、次の世代
にしっかりとつないでいく大きな資産が、地
域資源がありますので、それらを守るという
ことになると、やはり指導だけではなかなか
難しいと思いますので、最終的には行政代執
行というような、行政手続きまで盛り込んで
いる条例が多いと思いますけれども、そうい
うところをひとつつくっておかないと、やは
りこれからどんどんふえていくというような
ことも将来的には見通せますので、そうい
ったものを盛り込んだ条例にしたいし、活用
できるものについては例えば空き家バンクと
いうことでやっている町村もあるようであり
ます。要するに都会の方が定住ではなくて、
一定の期間来て住んでいただくと、短期間住
んでいただくと、そのために空き家になって
いる住宅を町が中継ぎをするというような、
空き家バンクというようなことをやっている町
村もあるようでありますから、いろいろなこ
とが考えられると思いますので、条例をつ
くる一方で今度は活用のほうもしっかりと考
えていかなければいけないというような思
いであります。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 一番最初の答弁で、
自民党の議員立法による国会への法案提出が
おこなわれている状況の中とあったわけです
けれども、これは法案の成立を待っているだけ
であり、最後の答弁に地域の実態に沿った実
効性のある条例制定に向け取り進めてまいり
たいと、こういう前向きな回答があるわけ
ですけれども、この国会の成立がどうも頭
に残って、条例の制定がちょっと薄らぐよ
うな感じ

で、もしかしたら国会の成立になってから
は条例を制定、着手するのかなという考え
もあるわけでございますけれども、この仮称、
空き家対策を組んでやっている特別措置法
案、この経緯にとられることなく、全国227
自治体の事例もあります。いろいろと参考
にしながら、この法の規定に基づき、かつ
地域の実態に沿った実効性のある条例制
定に向けて総則というか、要するにすぐ
にでも取り進めていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 法律の実現を待
つということも一つある、それは何かとい
うと、やはりその法律の中で町村が何を
義務づけられるのか、そういう見きわめ
も極めて重要でありますし、また財源措
置がどうなるかによって条例の制定にも
影響を与えるということだと思います
ので、決してやらないという、後ろ向
きの発想ではなくて、前に向かって行
くと、ただ今、そういう状況が出てきて
いるというようなことで、それを見なが
ら担当のほうにはしっかり指示もして
おりますし、そういったこと法律が仮に
できなくても、やはり進めなければいけ
ないと、先に向かってこういう条例は必
要だという考えであります。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 条例制定について
積極的に取り組んでいただきたいと思います
と願っております。

2番目の質問に移らせていただきます。

子育て支援についてでありますけれども、
2点目のニーズ調査の範囲や対象が現在、
放課後児童クラブを利用している児童に限
っておりますけれども、もっと広範囲に
すべきと考えております。

例えば、大阪の伊丹市でございます
けれども、昨年平成25年11月に実施
しているニーズ調査は、計画策定に当
たり就学前児童2,400人、就学
児童1,600人の計4,000人を
対象に行っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 基本的には、この調査につきましてはゼロ歳から5歳を必須条件としておりまして、それで就学児童、小学生につきましては町村の任意ということになっております。

そこで、町としては学童保育所を利用して小学生を対象にした調査で十分であると、考えてこのように実施をいたしました。（発言する者あり）

失礼いたしました。それで、就学前の児童につきましては、今、言いました716名につきまして調査を実施しております。

○議長（古館繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 3点目の今年度で終了する美幌町次世代育成支援行動計画後期計画の検証結果を今後どのように生かそうとしているのかお伺いします。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 3点目につきましては、現在、次世代育成支援推進協議会開催しておりますので、その中で後期計画の掲載内容について委員の皆様へ報告いたして、そこから御意見をいただいて検討、検証してまいりたいと考えております。

○議長（古館繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 平成27年度からの新たな事業の検討課題と考え方についてでありますけれども、考え方の中で利用者のニーズを正確に把握し、地域子育て支援拠点事業などほかの事業や施設との連携、すなわち関係機関のネットワークづくり、連携覚悟が必要でないかと考えております。

もう2点ありますけれども、利用者が使いやすいように地域の状況を常時適切に把握し、ワンストップで対応ができる拠点的な総合窓口が必要ではないかと、もう1点は利用者支援は待機児童対策としているだけではなく全ての親と子のために必要、妊娠中も含む親と子のさまざまな課題をケアできるとよいつの考えであります。

そしてこのことを踏まえて次の3点、検討が必要と考えますけれども、1点目は本事業

の果たすべき役割とは何か、2点目はどのようにして利用者のニーズを的確に把握するか、3点目は関係機関のネットワークを具体的にどのように構築するか、以上でございます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回のこの新たな子育て支援事業でありますけれども、これは平成16年に次世代育成行動計画、これを全道に先駆けて美幌町つくりました。

それで、そのときも多くの関係者の皆さんや一般公募の方、参画の上でやってきた、つくり上げてきたと、その事後についても検証するというところで任期は終わったのですが、その後も引き続いてやったという経過がありますので、今回も一般公募の方含めてそういう組織づくりをしておりますので、さらに町民の皆さんのニーズがどこにあるのか、きのうも中嶋議員のほうからいろいろ御提案もありました、一時預かりの問題も多分、子ども・子育て支援事業の中で論議されることと思っておりますけれども、多くの皆さんの声をいただいて、その中で計画をつくる、計画をつくってそれを推進していくというのが極めて重要だと思いますので、そういうところには十分、配慮していきたいと、それにいろいろな子育てに関する団体、ボランティア団体含めていろいろな段階機関がありますので、そういうところの意見もやはりいただきながら進めるべきだと思っております。

あとはニーズ把握についても先ほど民生部長から答弁させていただいたように就学前の児童七百数十名、あるいは小学校上がっている子は学童保育に通っている父母のアンケート調査もしたということでもありますので、いずれにしろ広い範囲の多くの声を聞きながらこの計画はつくって、そして少子化対策としてしっかりとしたものをつくり上げなければいけないという思いでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ここで子育て支援の

取り組みで全国的に高い評価をされている2カ所の自治体を簡潔に御紹介したいと思います。

まず一つ目はわずか5年で出生率を上げた取り組みをしている利府町で、利府町は宮城県のほぼ中央に位置している人口3万6,000人弱の町であります。平成18年4月に子育て支援課を設置、この当時、出生率は全国平均を下回っていた、そこで5年で出生率を全国平均まで上げるという大きな目標を掲げ、四つの柱を基本とした子育て支援策をつくっております。

まず一つ目が経済的支援、二つ目が待機児童解消、三つ目が地域における子育て支援、四つ目が子育てと仕事の両立支援でありまして、経済的支援には4項目ありまして、一つ目は健やか子育て支援事業、二つ目は小中学校入学支援事業、三つ目が小中学校徴収金支援事業、そして四つ目が子供医療費助成の拡大ということで、まず健やか子育て支援事業は、多世帯、ここでいえば3人以上の子供の経済的負担の軽減を図る目的で小学校就学前の2年間、第三子以降の児童の保育料を無料化、または助成する事業で、この中で所得制限を外したということで、所得の高い世帯も含むということであります。

二つ目の小中学校入学支援事業でありますけれども、小中学校の新1年生全員を対象に学校で使用する運動着を無償で支給、町立小中学校に限らず国立、県立、市立、特別支援学校全てに入学する児童生徒にも対象ということであります。

三つ目の小中学校徴収金支援事業、これは教材費や部活動費などの学校徴収金に対し、1人当たり年間5,000円を助成するというものであります。

四つ目の子供医療費助成の拡大、子供のいる家庭における医療費の軽減を図る目的で保険診療の自己負担分を助成する制度で、以前は小学校6年まででしたけれども、中学校卒業までと対象年齢を拡大したということでございます。

2点目の柱の待機児童の解消です。待機児童の解消は保育所整備や町立保育所の民営化を進め、入所定員の拡大とコスト削減に努めたということで、保育所整備には多くの財源が必要となり、民間活力を導入した保育所整備により計画的に保育所整備を進めたことで、入所定員は急速に増加したということで、平成18年度は5カ所で300人であったに対し、平成25年は8カ所で600人と2倍に増加したということであります。

三つ目の柱の地域における子育て支援でありますけれども、これは町内地域を東西南北四つもブロックに分けて、その地域ごとに実情に応じた子育て支援をしていくと、4カ所に子育て支援センターを整備したということで、人口3万6,000人弱の小さな自治体で四つも設置している町は少ないとあります。

四つ目の柱の子育てと仕事の両立支援、これはファミリーサポートセンターを設置したということで、このセンターは子育ての支援をしてほしい会員としたい会員同士が互いに支え合う会員組織でありまして、子育てを地域でお手伝いし合えるようセンターが会員の橋渡しを行っているということで、女性の社会進出や就労形態により保育ニーズも年々多様化しており、町民一人一人のニーズに応えるためには、この会員相互による柔軟なサービスが期待でき、現在多くの子育て家庭よりもより高い評価を得ているということで、以上、四つの柱ですね、経済的支援、待機児童解消、地域における子育て支援、そして子育てと仕事の両立支援という、この四つの事業で町の課題であった出生数は平成18年度の年間266人に対し、平成24年には317人まで上昇したということで、5年で出生率を上げるという大きな目標を達成しております。

二つ目のもう1カ所の自治体ですけれども、青森県で最も人口が少ない西目屋村、人口は1,500人です。青森県の南西部に位置し、広大なブナ原生林を抱く世界遺産に白

神山地の玄関口に当たり、この小さな村が子育て日本一を目標に手厚い子育て支援に取り組み始めたのは6年前の2008年4月、少子化対策本部を設置し、西目屋村独自の取り組み、子育てトータルプランで妊産婦検診の無料化や高校3年生までの医療費無料を実施、現在、子育て世帯負担をゼロにする世帯は11と言われております。

昨年4月、全国初の施策としてスタートしたのがおたふく風邪、水ぼうそう、B型肝炎、ロタウイルス、4種の任意予防接種を無料化したと、1種類当たり約1万から3万円かかる自己負担を全額助成をするということでもあります。

また、日本小児学会が進めている全15種類の予防接種全てを無料、さらに2歳児以上の保育料も無償、この他子育て世帯を呼び込む目的でオール電化で家賃が安い定住促進住宅を22戸整備、医療、教育、住宅の各分野で総合的な支援策を続けているということで、その結果、定住促進住宅では2009年に30人だった子供の数が2012年末で39人まで増加、わずか3年で9人ふえているということで、未就学児が通う裏の保育園では2006年に22人だった園児が2013年は35人に、さらに保育料を無料化してからは3人目の子供が誕生する家庭が驚くほどふえているとのことでもあります。

2006年に就任した村長ですが、目指しているのは小さくてもきらりと輝く村、村を町に置きかえるとたびたび、何かきのうも聞いているような感じがいたします。西目屋村の村長さんも子供とお年寄りに優しい環境づくりに力を注いでおります。

以上、簡潔に御紹介しましたけれども、2カ所に共通することは子供がふえることは若者がふえること、そしてみんなが知恵を出し合い、施策を大胆に進めることにより町が活性化し、人口増につながっていると考えますが、町長お伺いします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、全国の二つの

町、御紹介いただきました。一つは同じような気持ちでまちづくりをしているというのは、大変参考になりました。

それで、子育て、あるいは子供をどうしていくかということは、これはやはり総合的な施策が必要だと思いますので、そういったことをやはりしっかり軸をそこに置きながら今後も対策をとっていきたいと思っております。

地域によって例えば保育所一つとっても、地域によっては待機児童がいるというような地域も、市町村もあると思います。では、私たちの町はどうかということを見ると、私たちの課題はきのうもちょっとお話をさせていただきましたけれども、ゼロ歳から学校上がるまでの子供、さらにもうちょっと狭めていうと、ゼロ歳から保育所、あるいは幼稚園に行けない子供たちをどうするかということころを、やはり今、民間の組織でやっていただいておりますので、これらとどうできるのか、やはり考えていかなければいけないと思いますので、私は日ごろから国に対して言っているのですけれども、やはり地域事情によっていろいろ違うので、それはもうフリーに使えるお金をいただければ、それでしっかりと地域の子育てだとか、そういうことをやりたいという思いであります。

それはとりもなおさず選択と重点化をして、総合的な施策として展開していけるという思いでありますので、引き続き地方の声を出しながら、決して最低限やらなければいけないことまで、財政格差が子供を育てる上での格差になってはだめだと思っておりますので、しっかりとそういったことを言っていきたいと思っております。

それで、美幌町の現状をちょっとお話ししますと、二つの指標でちょっとお話ししますと、一つは合計特殊出生率という、要するに女性の方が生涯通じて何人のお子さんを出産するかということでありますけれども、ここは十数年見ても、平成24年でいうと美幌は1.71であります。全道でいうと1.26、

そして全国でいうと1.41ということで、ここ十数年ずっと、やはり全国、全道上回っているという数字があります。これはいろいろな要因があると思います、子育てのことばかり、町がやっていることの事業でこうなったとはあえて言いませんけれども、いろいろな自衛隊さんがいて、若い世代がいるというようなことも含めて、総合的に見ると合計特殊出生率についてはそういう状況にあると。

そして、出生数のお話ですけれども、先ほど利府町は317名というようなことで、人口規模が3万6,000人ということで、美幌よりはるかに多い地域だと、町だと思えますけれども、美幌も平成24年でいうと169名のお子さんが生まれているということで、平成15年までは200人規模で出生をされていたということですから、16年から100台に落ちてきたということですので、いずれにしろ今、そういう状況にありますので、働く女性がどうするかということでワーク&ライフのお話もちよっとありましたので、なかなかきょう言って、あした子供がふえるというような状況でもないと思えますけれども、いずれにしろ総合的な施策をしっかりと今後も取り組んでいきたいと、一部だけやってもなかなかお金をお渡しするだけではなかなか難しい、長続きが難しいような気もいたしますし、そういった意味で総合的な対策をしっかりとこれからもとっていききたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 平成27年から実施するこの子ども・子育て支援事業計画の新システムの実施に向けた中身でありますけれども、職員配置の充実など、必要な事項について子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら実施するとあるわけでありましてけれども、この財源は認可の関係で、認可外は該当しないという問題もあるわけですから、美幌町の総合的な子育て支援として認可外も対象にできるような施策、これを町長としてどのようにお考えにな

るか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 認可外、認可、それぞれあると思えますけれども、それぞれが役割をしっかりと果たして、そして地域で両方あって並立していくということがやはり、お互い行政が民意が、民間がしっかりとその分野を決めながらやるというようなことも重要だと思えます。

いずれにしろ子ども・子育ての新しいシステムは町に実施主体は町と市町村という位置づけをされております。その中で計画をつくって給付、あるいは事業をしっかりとやりなさいということでありますし、国の役割としてもやはりばらばらな施策を、子育ての施策を一本化して財源についても検討していくということでありますので、期待したいのは先ほど言った我々にお金を与えてもらえば、与えてもらうと言ったらちょっと語弊がありますけれども、我々のところにお金をよこさないで、そうすれば我々地域にあった施策をしっかりと打てるという自信もありますので、ぜひそういう声も地方から上げていきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 最後の質問でございますけれども、5年間、行ってきた事業を検証していく中で利用料が少なくても重要性の高いものは残し、また民間でできるものは民間にお願いするなど、内容の精査が重要でないかと考えますけれども、また今、御紹介したほかの二つの自治体、いろいろほかにもありますけれども、取り組みなどを参考にしながら作業を進めていき、子育てするなら美幌町と、そして美幌町に住んでよかったと、住んでみたい、住み続けたいと言ってもらえるような子育て支援の町としての事業づくりに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実は、平成16年のとき私、民生部長でありまして、次世代育成

の行動計画支援行動計画に携わったことがありました。

気持ちは当時と変わっておりませんので、利用の多い、そして住民にとって必要なものは先ほど言ったように財政格差がそういう格差までにつながらないというようなこともしっかり声を上げていきたいし、やはり民間の皆さんとしっかり手を携えるというようなこともやっていきたいと、そういった中で計画づくり、他町村の状況も見ながらいい計画をつくっていきたいと思いますし、その結果でやはり住んでいてよかったという実感のできるまちづくりに引き続き努力していきたいと、そのように考えております。

○1番（新鞍峯雄君） 以上で終わります。

○議長（古館繁夫君） 以上で、1番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、11時ちょうどといたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、教育行政執行方針について4点、それから町政執行方針について2点、質問させていただきます。

まず一つ目、フッ化物洗口実施後の取り組み状況についてということで質問をさせていただきます。

フッ化物洗口の導入に当たっては議論のあったところでもありますが、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例により、全道179市町村中、104市町村で実施、さらに19市町村が実施に向けて活動している状況のようです。

予防効果の割合では、小学校入学後の実施群の31から49%に対して就学前4歳児か

らの実施群では54から77%と就学前からの実施で高い予防効果を得ていることができるとされています。

美幌町としましては、平成24年7月から導入され、1年半を経過いたしました。受けるのは任意とされていますが、参加されていない児童に対して以後、予防効果の説明は行われているのでしょうか。必要はないのでしょうか。また学校によつての取り組み内容、状況をどのように認識されているのか、対応はどのようにされているのか考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目、子供たちのコミュニケーションのあり方について、現代の若者、子供たちは人とのコミュニケーションが取りづらくなっています。その要因の一つとして挙げられるのがスマートフォン、携帯電話、インターネット、ゲーム機といった操作はいつも簡単に使いこなすことができますが、人とのコミュニケーションが取りづらくなっていると感じています。

都会では働く親が多く、学童保育、児童館の施設を利用して放課後の子育て支援を利用しているのが圧倒的なようです。

その放課後を利用してコミュニケーションに関する力をつけるために勉強だけでなく、友達と過ごし、新しいことに挑戦する、多様な経験を積ませたいと望んでいる親が70%とされています。

美幌町にあつてはコミュニケーション力をどのように考えておられるのか。学校内での取り組み、学童保育、児童センター、またコミュニティスクール事業なのか、考え方があればお聞かせいただきたいと思ひます。

3点目の防災教育についてです。防災に関しましては昨年12月の定例議会でも一般質問させていただいたばかりですが、いざというときの自分の身は自分で守る、そのための訓練は子供のときからの活動が基本であると考へていることから、平成26年度の教育執行方針の中でも具体的に明記し、積極的に取り組んでいただきたいと思ひから、今回、

改めて防災教育について再質問をさせていただくことといたしました。

執行方針の中で安全・安心な教育環境について触れられております。不測の事態に備えて火災、地震、台風災害の想定をしたり、避難訓練は行われているようですが、今までの訓練のあり方でよいのでしょうか。美幌町では3・11のような大災害を想定しておりませんが、美幌町では今まで災害の少ない地域でしたので、災害に対する意識が薄いとも言えます。

近年は、想定外の災害が起きておりますので、子供たちには自分を守るための知識、訓練が必要です。1年に1回の訓練では何も身につかないと思いますが、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

4点目、高齢者大学（明和大学）の魅力ある授業内容についてということで質問をさせていただきます。

明和大学は学生たちの自主的な活動としてみずから学び、交流の場として生涯学習として、生きがいつくりの大きな役割を果たしていきましたが、ここ数年、学生の間から授業内容についてマンネリ化が指摘されていることもあり、入学者の減少につながっているのではないかと指摘させていただきます。

高齢になるほど学習できる、交流できる場、楽しむことのできる場が必要です。今後、新たな授業内容を検討されることでしょうが、新年度から取り入れられる施策に着手すべきと考えるところですが、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

次に、町政執行方針についての中のまち育講座、まち育出前講座の利用拡大についてということで質問をさせていただきます。

まち育講座、まち育出前講座の利用拡大について、これは平成24年第2回定例会にも質問させていただきましたが、前回の答弁では美幌町自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプランとして取り組みを進めてきたとのことでした。

この講座は町民、議会及び行政が情報を共

有し、町政への参加や地域活動への参加を促進するために積極的に情報を提供することとなっておりますが、町民の関心度、また講座の利用状況についてお聞かせいただきたい。

また、住民満足度調査の中では、まだまだ情報提供が不足していると感じておりますが、今後の取り組みについて考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

2点目の地域サポーター制度の充実についてです。

地域サポーター制度については、平成23年度の第8回定例会にも質問させていただいております。美幌町と美幌町自治会連合会が協定書を交わし、制度の導入に当たって本来の地域活動の原点であります、「自分たちの地域はみずから考え、みんなで解決していくこと」を大切にしながら、地域との行政のパイプ役として町職員が担っていることで理解をしているところですが、自治会との連携を図りながら活動がなかなか見えていないのが現状ではないでしょうか。

自治会の中では高齢化が進み、厳しい状況がふえています地域福祉にかかわってこのサポーター制度が連携することで、もっと効果が出てくると考えているところですが、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

教育行政執行方針については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきますと思えます。

初めに、町政執行方針について、まち育講座、まち育出前講座の利用拡大についてであります。美幌町自治基本条例制定の最大の目的であります町民主体の自治を実現させるためには、行政が保有する多くの情報を町民の皆さんに積極的に提供する中で情報の共有と町民参加を進めていくことが大切になります。

このことから、情報提供の新たな方法としてまち育講座とまち育出前講座を創設し、さらにまち育新聞の発行により積極的な情報発信を進めているところであります。

御質問のまち育講座、まち育出前講座の町民の皆様の関心度と講座の利用状況についてであります。まち育講座につきましては、平成24年1月から、これまでに3回実施し、ことしの4月に4回目を予定しております。過去3回の参加者は延べ178名、1回の平均参加者は60名となっております。

次に、まち育出前講座の実施状況であります。平成24年度の開催回数は31回、25年度は3月末までに39回を予定しており、これまで3カ年で72回、参加数は延べ1,752名もの方に受講いただいております。

以上の実績から特にまち育出前講座は当初から関心度が高く、さらに利用者がふえている状況にあります。引き続き、多くの町民の皆様に活用していただくための町民のニーズに沿った講座のメニューへの改善と一層のPRに努めてまいります。

次に、情報提供が不足しているとの御指摘についてであります。現在、町民の皆さんへの情報提供の方法は広報誌とホームページを中心に必要に応じて回覧、チラシ、まち育新聞等を配付させていただいております。

昨年は広報誌のリニューアルにも取り組んできましたが、引き続き読みやすい広報誌への改善に努めてまいります。

また、インターネットやスマートフォンの普及により町のホームページの重要度も高まっていることから、その改善にも取り組んでまいります。

次に、地域サポーター制度の充実についてであります。地域サポーター制度は平成20年にスタートし、5年を経過しようとしております。

この間の活動といたしましては、平成22年に災害時要援護者支援制度の個別計画作成のための自治会説明や登録事務などを行って

きたところであります。

その後、自治会連合会と行政との懇談会の席上において、地域サポーター制度の活用についてお願いしておりますが、具体的な活動に結びついていない状況にあります。

その要因としましては、部長、主幹職33名を8班に分け、67自治会を担当させていただいておりますが、日ごろからなじみのない中では地域サポーター職員としての活用までには至らないという状況でないかと思われ

ます。一方、職員が自治会活動に積極的に参加している自治会は、その職員が地域サポーター役を既に担っていることも一因ではないかと思われ

ますが、職員の居住の偏りもあることから、実効性のあるサポーター制度への改善を図る必要があると考えているところであります。改善の具体的な方策につきましては、自治会連合会を窓口

に御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、御質問の地域福祉にかかわっての地域サポーター制度の連携について

であります。現段階では具体的にお示しできるものはございませんが、自治会連合会と協議を重ねながら地域福祉の充実と地域サポーター制度のあり方を研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思

います。○議長（古舘繁夫君） 教育長。○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁させていただきます。フッ化物洗口実施後の取り組み状況について

であります。歯・口腔の保持増進は健康で質の高い生活を営む上で基礎的、かつ重要な役割を果たしています。このため、永久歯の虫歯予防に最も重要な学童期に全ての児童に虫歯を予防する機会を設けるべく、各学校ではフッ化物洗口を学校保健計画に位置づけ、児童の虫歯予防に取り組んで

おります。フッ化物洗口は、フッ化物を含む水溶液を

用いてぶくぶくうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させる方法であり、週1回、朝の会などに実施しています。

実施に当たっては毎年度、当初の4月に歯・口腔の健康の大切さとフッ化物洗口の予防効果や安全性を保護者へ周知し、理解に努める一方で希望調査を行い、保護者の同意が得られた児童のみが参加する方式としております。

現在、約9割の児童がフッ化物洗口を行っていますが、参加していない児童につきましては水を使ってのうがいや読書などで対応しているところです。

歯と歯の間は歯ブラシの毛先が届きにくく、歯磨きだけでは虫歯を十分に予防することができません。より効果的な虫歯予防には歯磨きの励行に加え、甘味の適正摂取と幼少期や学童期にフッ化物洗口を行うことが重要となります。

丈夫な歯を子供たちにを合い言葉に虫歯になるリスクを低減し、歯科治療費の節減も期待できるフッ化物洗口の実施に理解が得られるよう、引き続き各小学校を通じて保護者の皆様に働きかけてまいります。

次に、子供たちのコミュニケーションのあり方についてであります。少子化、核家族化の進行や情報化の進展など、社会の急激な変化に伴い、子供たちの生活体験や自然体験の機会が減少しており、社会性の未発達、コミュニケーション不足による人間関係の希薄化が課題となっています。

自分や他者の感情や思いを表現したり、受けとめたりする語彙や表現力の乏しさが周囲とコミュニケーションをとれない、他者との関係において容易に切れてしまう一因との指摘もあります。

このため、小中学校におきましては国語科を中心に各教科における言語活動の充実を図るため、自分の思いや考えを表現させる場面を設けるとともに、発達段階に応じてペアでの話し合い、グループでの意見交換、学級全体での学び合いを意図的に取り入れていま

す。

また、小学校区ごとに運営委員会を組織し、地域の方々の御協力をいただきながら活動しているコミュニティスクールは、子供たちの放課後の居場所づくりとしてコミュニケーション力を養う場になっています。美小の親子でお正月を楽しもう、東陽小のひまわりロード、旭小の子ども盆踊り教室、福豊小の餅つき大会など、異世代や異年齢間の交流事業を引き続き進めてまいります。

子供たちには、多様な集団の中で互いの考えや気持ちを認め合い、尊重、協力し合うなど主体的によりよい人間関係を形成しながら、自己を成長させていくコミュニケーション力の育成を図ることが必要です。

教育委員会といたしましては、学校教育と社会教育が連携を図りながら、子供たちの発達の段階に応じたコミュニケーション力の育成に努めてまいります。

また、町民生部が所管する学童保育所は、保護者の勤労や疾病などにより留守家庭となる児童の健全育成と福祉の増進を図るために設置された施設ですが、小学1年生から3年生までの異なった年齢集団の中で遊びを中心とした活動を通してルールとマナーを覚え仲間づくりを行うなど、社会性を身につけられるよう指導が行われています。

同じく町民生部が所管する児童センターは、健全な遊びの場を提供することで心身ともに豊かで健康的な子供たちの育成を目指した施設ですが、制作活動や伝承遊びなどの屋内活動に加え、体力づくりや自然体験などの屋外活動を行うなども、子供たち同士が意識し合い、感情をお互いに理解し合えるような取り組みが進められています。

町行政との連携を深めながら、子供たちのコミュニケーション力の育成に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、防災教育についてであります。これまでの想定をはるかに超えた地震、津波によって岩手県、宮城県、福島県を中心に甚大

な被害をもたらした東日本大震災から3年を経過しようとしています。

文部科学省は、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育を推進するため、被災地域における学校の対応を調査し公表しておりますが、児童生徒の約74%が机の下に隠れるなどの行動をとる、約50%が場所や状況に応じた行動をとるなど、震災が発生するまでに行われてきた避難訓練の成果があらわれる結果となっています。

各小中学校では、火災や地震を想定した避難訓練を年2回程度実施していますが、近年の異常気象を踏まえ、台風や竜巻、雪害、河川の氾濫など、本町の地域特性に応じた訓練や事前指導を行わずに抜き打ちで訓練を行うなど、不測の事態、想定外の災害に備えた実践的な避難訓練の実施に努めてまいる考えであります。

災害発生時にみずから危険を予測し回避するためには、自然災害に関する知識を身につけるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることが必要となります。

東日本大震災では、既に帰宅していた岩手県釜石市内の小学生がみずからの判断で避難し、1人も命を落とさずに済んだ「釜石の奇跡」が有名です。約10年にわたって防災教育に取り組んできた成果として語られていますが、その教えは想定にとられるな、どんな状況でも最善を尽くせ、率先避難者になれ、この三つの柱で成り立っています。

防災を含めた安全教育の時間数は限られていますが、関連する教科や特別活動を初め、教育活動全体を通じて児童・生徒が主体的に行動する態度を育成することが求められています。

防災教育を受けた子供たちが大人になり、地域の中心を担うようになったとき、地域の防災力が高まります。

そのような長期的な視点に立って、今後とも防災教育の充実に努めてまいります。

次に、高齢者大学（明和大学）の魅力ある

授業内容についてであります。明和大学は昭和47年11月に開校されて以来42年、卒業生は本年度を含めると1,006名を送り出すまでになっております。

定員30名のところ、開校から約10年間の入学者数は40名から50名を数えましたが、平成23年度に10名となったことから、平成24年度から募集開始を1カ月早め、募集期間を2カ月間といたしました。

加えて、平成25年度からは電話でも入学申し込みを受け付けることといたしました。このことにより、入学者数は平成24年度は14名、平成25年度は18名と徐々に増加の兆しを見せ始めています。

減少傾向の要因としましては、65歳以上の高齢者であっても就労機会を得ていること、趣味のサークルや学びの機会、地域において活動できる場の増加を背景に自主的、個人的な活動を求める人がふえてきていることにあるものと考えております。

入学者数の減少が授業内容のマンネリ化に起因するのではないかと御指摘ではありますが、明和大学は高齢者教室として学校の形態をとり、学則に規定されている6分野の授業科目（健康管理及び体育、一般社会、政治経済、倫理道德、芸術文化、科学技術）に沿って、学生の要望を考慮に入れながら、時代の流れも見据えた授業内容を提供しております。

さらに、多彩なクラブ活動や学生の自治組織である自治会活動も行われております。

それぞれの授業やクラブを担当する先生方はクラスに応じて工夫を凝らし、わかりやすく充実した授業のため御努力いただいているところであります。

このほか、町民の方々も御参加いただける公開講座を年2回開催し、明和大学の学習を共有する機会としております。

新年度におきましては、学生の要望も最大限に取り入れながら授業やクラブを担当する先生方の御協力を受けつつ、学びを充実させ、高齢者の生きがい創出のため引き続き、

鋭意努力してまいります。

以上、御答弁させていただきましたので、
よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 教育行政のほうから再度、質問をさせていただきます。

まず再質問に当たって、フッ化物洗口の実施取り組みについてですが、これは北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例委員によって実施されているということは十分、御承知のことと思いますが、私も最初8020というのはどういうことなのかとちょっと理解できなかったのですけれども、これは国と日本歯科医師会による80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことで豊かな人生を送ろうという考え方のもとに提案された運動だということがよくわかりました。

それで、保育園、学校のフッ化物洗口の推進については、12歳児の虫歯本数が全国1.7本に対して北海道は47都道府県中43位の2.3本で、全国の中で下位に当たることが理由とされているようですということを理解いたしました。

各学校では、フッ化物洗口を学校保健計画に位置づけて児童の虫歯予防、丈夫な歯を子供たちにを合い言葉に取り組み、効果も期待しているところであります。

ただ、学校の取り組みによって差があってはならないと考えているところでございます。私たち子供時代は、また私たちが子育てをしている時代を過ごしたときとは違って、世の中が便利になった分、大地や大気、水質汚染が拡大して食物アレルギーやシックハウス、またシックスクールなど、化学物質過敏症の子供たちがふえてきている状況にもあると言えます。

フッ化物洗口を行うことで新たにアレルギー、化学物質過敏症を発症させてしまう可能性があるのではないかと心配もあるところなのですけれども、こういうことについても注意が必要となってきますが、このこと

についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、御質問の化学過敏というか、そういうことも起こり得るのではないかという話でありますけれども、私どもとしましては一切、そういう状況が起きていないというか、そういう事例もないですし、そういうことを想定してのことも頭に入れている国の勧め、それから道の勧めということだと思っておりますので、私どもについては今のところそういう心配は全くしておりません。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） ただ、今後、心配が考えられるかなというふうな点では、やはり注意が必要かなというふうに思っております。

それと、今までフッ化物洗口に参加されていない子供たちについては、やはりこういう心配も一つには考えられることなのかというふうには思うところですが、よさを親、両親に話をした上で虫歯を予防するという学校の一つの取り組みとして、やはり理解をしてもらおうということも一つには必要なことではないかなというふうには思っておりますので、そこら辺のことについても今後、取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、御指摘のとおり、先ほど答弁でもお答えいたしましたけれども、毎年きちんとそのよさをPRしているつもりではあります。

最終的には、やはり保護者の同意というか、これを強制的にやるということにはできない状況でもありますので、私ども今、御指摘いただいたように、やはり常々こういうものは有効でありますよと、フッ化物洗口は有効でありますという皆さんへのお知らせはきちんと引き続きしていきたいというふうに

思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） いずれにしても受けるか受けないかは家族の話し合いと両親の考え方によるということでは理解をしていますので、そこら辺のことについては十分、検討しながら進めていただきたいと思います。

次に、コミュニケーションのあり方について質問させていただきます。

このコミュニケーションというのは、今、御答弁いただきましたように子供たちを取り巻く環境はとて大きく変化をしていく中でコミュニケーションというのは取りづらくなってきたというものは、十分、御理解していただけたと思います。

その大きな要因としては、先ほど申し上げましたように携帯電話やゲーム機で言葉を発しないで相手に通じるものがあったり、メールでのやりとりであったり、ゲームなどは自分の家にも、離れていて友達と同じゲームで楽しむことができるといった意味では、本当に自分の考え方、意志を伝える機会が少なくなってきたというふうに思っているところです。

また、大人が話をする機会を奪っているのではないか、家庭の中で十分話しをする機会がつけられているかということについても疑問を感じているところでもありますので、その点についてもやはり働きかけが必要なのではないかというふうに思うところです。

コミュニケーションづくりというのは、学校だけで行うものではないなというふうに思っておりますので、いろいろな場面で意識づけをしながら取り組んでいかなければならないものだろうと考えているところでもありますので、先ほど答弁いただきましたけれども、学校の授業の中でやったり、それから放課後の居場所づくりとしての児童センター、学童保育の中でのコミュニケーション力を養う場であってほしいなと願っているところです。

特に児童センターについては年間6,000人以上の子供たちが、小中学生が利用されているということでもありますので、そこでのコミュニケーションについても十分、検討していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、そこら辺のことについても十分考えていただければというふうに思っております。

これは簡単にすぐ取り組んだからできるというものではありませんので、そういうことを意識しながら、今後の学校の中、それから放課後の居場所づくりの中でも取り組んでいただきたいと思いますという思いを込めて今回、質問をさせていただきました。もし何か答弁していただけるものがありましたらお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 非常に難しい問題というか、今、御指摘のとおり学校、家庭、地域、これはやはりそれに子どものかかわる行政が4者がやはりきちんとかかわっていかないといけないことなのかなというふうに思っております。

特に家庭どうするか、子供たちの携帯電話、スマートフォンの所有状況ということで、つい最近、新聞の記事をちょっと見つけました。その中で、これは毎年やっているのですけれども、青少年のインターネット利用環境実態調査というのがありまして、その速報が出たのです。

私はそれを見たときに非常にショックであったのですけれども、小学生の言うならば携帯電話、スマートフォンの所有状況が24年と25年を比べますと、24年度が27.5から36.6、中学生でいけば、これはそんなに動いてはいないのですけれども51.6から51.9、全体を総じると本当にかなり子供たちがそういう保有をしてきているということと、やはり実際の青少年の実態と保護者の認識がかなりギャップが出てきていることも実態かなということ浮き彫りになってきたということなのです。

そういう意味では今、本当に坂田議員が御指摘された部分、私ども本当に教育委員会として学校だけでなく家庭とか地域にできるだけ働きかけをしていきたいというふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） ぜひ、家庭、地域、学校の連携で取り組んでいただきたいと思えます。

次、防災教育についてですが、防災教育についても答弁いただきましたように、防災を含めた安全教育の時間数は限られているということで理解はしているところです。

日ごろから防災についていろいろなものを目にしたり、耳にしたりする機会が1回でも多くあることによって意識も変わってくるのではないかなというふうに思われると。

例えば、地域自治会の協力のもとで自治防災の取り組みの中でも例えば子供たちが参加をして、子供たちの役割を受け持つことで意識もかなり違ってくるのではないかなというふうに思います。

前回の質問の中でも申し上げましたけれども、学校のイベントですとか、キャンプを利用して避難所の体験をしてみたり、学校周辺、それから公園周辺の危険箇所を調べたり、気づいたことを防災マップで作成に協力をしたり、例えば図上訓練などにも参加させたり、炊き出しや非常食体験などを行うことでなお一層、防災に対する意識が深まっていくのではないかなというふうに思います。

訓練を重ねることで習得した知識は必ず報われる行動に結びつくと思えます。地域防災にかかわってのことになると、単独のことはできないので難しいこととは思いますが、今、自治防災、自治会の中でもいろいろなことが話題になっていると思うので、やはり地域との連携でこういうものは取り進めていかなければならないかなというふうに思っています。

そういうところでは、ぜひ学校だけの取り

組みに終わらすことなく、自治会の中にも子供たちを参加させるという意味で進めていただければというふうに思っています。

最近、十勝岳の噴火がどうなるのかなというふうなことで、時々テレビで流れておりますので、やはりそういう意味でもこの防災教育というのがますます必要になってくるのではないかなというふうに考えているところでもありますので、ぜひ今までと違った取り組みのあり方について検討していただく。

今までやってきたことが無駄ということではないのですけれども、新たな方向で防災に対する訓練の仕方、考え方を検討していただきたいという思いで今回、質問させていただきましたので、何かお答えするものがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 防災については、町のほうも担当者がいて、いろいろ見直しをやっています。防災に対しての事業を進めております。

学校だけではということの中で、一つだけちょっとお話をいただければ実際に美幌小ですけれども、役場の担当者呼んで、例えば防災マップのつくり方とか、実際の防災の部分でいろいろ勉強したというようなことは実際にやり始めております。

ですから、今、御指摘いただいたように学校だけではなくて、やはりその地域もかかわってやることは御指摘のとおりやはり大切なことでもありますし、私どももきちんと進めていきたいというふうに思います。

また、実際に町のほうも子供のように災害に備えてというようなパンフレットをつくったり、そういう準備もして、いつでも呼ばれば行きますよというような状況で仕事をいただいているというふうに聞いておりますので、ある意味では今回の教育行政執行方針の中でお話のとおり、やはり安全・安心なというよりも、みずから身を守る、それからみずから自分が判断するというようなことの力をどうつけさせていくかということがやは

りポイントであるのかなというふうに思っております。

今まで東日本大震災における学校との対応に対する調査研究なんかも出ています。その中で何が問題だったかということ、それから今までやったことが本当に無駄だったのか、無駄でないのかということもやはり報告されて、その一部も答弁の中に書かせていただいていますし、「釜石の奇跡」とか、本当について最近、私はすごく読んでいろいろ参考になったというか、残念だったなというのが石巻市の大川小学校の事故検証委員会報告がこの何日か前に来て読まさせてもらいました。

本当に今回の大震災の中で、本当にこの学校だけなのです、これだけのたくさんの児童と教職員が亡くなったというのは、それは本当にこの報告書を見れば本当に一番最悪なパターンがたくさん重なった部分というのが非常にあって、そういうことをきちんと私どもの教育委員会とか、それから学校関係者にはきちんと伝えて、いつでも起こり得るというか、想定をしない災害においても本当に町民だけでなく、児童も含めて誰一人命を落とすことがないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただいたようにいろいろな参考事例とか、指導書というのも出ていたというふうに伺いましたので、ぜひ美幌に合ったそういう訓練のあり方というのを検討していただければというふうに思います。

次に、高齢者大学について質問をさせていただきます。

確かに、答弁いただきましたように開校から10年くらいの間は入学者も定員をはるかに超えて、新たな取り組みということで希望者が殺到したのだというふうに思っています。

当時は、多分、70代後半、80代の方々が多く参加されていたように記憶していま

す。現在、減少傾向にあるのは、私が授業の内容のマンネリ化ということで御指摘をさせていただきました。その中に、答弁いただいた中で65歳以上は高齢者であっても就労の機会を得ているとか、また趣味のサークルや学びの機会、地域において活動できる場がどんどんふえてきている背景があって、自主的、個人的な活動を求める人が多くなってきたのが原因だと御答弁いただきました。

それも理解するところではあります。ただ、高齢者大学という目的は、生涯学習の一環として高齢者を対象に組織的な学習機会を提供することによって生きがいのある充実した生活基盤を確立をするとともに、地域社会における奉仕活動を行うリーダー養成も目的としているのではないかなというふうに考えております。

ただ最近では、高齢者の中でも若くて元気な方々が多くなってきているというのも現状かなというふうに思っています。元気な方々には、それなりの課題が見えないと高齢者大学の魅力を感じないのではないかなというふうに考えるところですが、そのことについてはいかがお考えでしょうか、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） もともと高齢者大学ができた経過というものはちょっと触れさせていただきました。

その中でいけば、やはり一つの大学ということ、当時は想定して年間どういう科目に対して、どれだけの時間数をやるという一つのルールを決めております。

そういった中でいけば、一つのルールに沿ったもののカリキュラムをどうしていくかということは、これはやはり形としてはやはりきちんと守っていかなければいけないのかなというふうに思っています。

今ちょっといろいろリーダー養成とか、そういう要素も結果的にはあるのですけれども、やはり本来の高齢者大学と言われている、当時、考えてやっている部分をどう時代

に即して、組みかえをしていくかということだと思っております。

ですから、マンネリ化という部分についてはちょっと、私は二つの面からそれに対してはちょっと反論をしたいというふうには思っているのです。

その一つは、カリキュラムはそれぞれの中で見ていただければわかるのですが、きちんとやはり考えたものでつくられているということ、これはもう24年度、25年度、それなりに担当とかスタッフが協議してつくっているという部分と、もう一つは何度も言いますが、やはりそこにかかわってくる人たちの分布を見る限りは、例えばこれは第2期の健康増進計画のためのアンケートを24年3月にとっているのですけれども、老人クラブや自治会活動への参加という部分からいけば、非常に男性が81.1、それから女性は68.3ということで高いことは高いのですが、では実際に明和大学というのは3.4%ぐらいしかいないですね、具体的には。

そう考えると、この年代というのは多分、65歳を超える、想定でいけば65歳ぐらいから80歳を超えている方もいるかもしれませんが、その辺の人数を考えると約900前後ぐらいの中での何%かという、募集が30ですから、ちょっとやはりその辺のことを考えると、どうしてもそれぞれのかかわるもう1点の部分でいけば、答弁書に書いてありますけれども、かかわる部分の多様化の中でなかなかそっちにいかなくなっている部分があるということです。

ですから、その辺の明和大学としての人の引きつけと、それからそれぞれの個々の要素で変わってきた部分というものをやはりきちんと分けて考えないと難しいかなというふうには思っています。

カリキュラムについては、それなりに気を使って、逆にちょっとお話の中では実際に文集なんかをつくったときも皆さん、私も卒業式にお話を聞くと、皆さん来た人は全部喜ぶ

のです、不平不満は言っていない。それから自治会活動の中で必ずどういうことをしたいかも聞いてくださいと、そういう根本的なところを改めるか何かちょっとしないとうのかなというふうに、もしカリキュラム的なものに不満があるというのであれば、そういうような気はしております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 中身については私もかかわらせていただいたことがあるので理解はしているところなのです。

ただ、やはり残念なことにもいろいろところで、そういうせっかくある大学を利用していただきたいという思いから今回、質問させていただいたということなので、決して内容が本当に悪いかといたら、それはそれとちょっと違うのではないかなと、ただ、中には楽しかったということは大半のだけれども、中にはやはり運営の仕方、いろいろところで不満を持っている人が何人か多分いるのだろうというふうに思います。

だから、これからは進めるに当たってはやはりもう少し大学に入っている人たちのニーズだとか、ニーズも相当以前と今と変わってきているのだろうと思うので、そのニーズをできれば生かしていただきたいのと、最後にもう一つだけ、男性が非常にどこにも参加するのが少なくなってきたので、ある意味、男性が魅力を感じるような、そういうメニューも必要なのではないかなということを申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

あと残り少ないので二つだけ、あと7分しかありませんので、まちづくり、まち育講座、出前講座について再質問させていただきます。

このまち育講座については、先ほど質問させていただきましたので、私としましては、このまち育講座、もう少し、まち育講座というのは、講座の内容、これは行政が説明を行い、行政の各担当で抱えている課題を新たな

制度について行政が説明を行い、町民の皆さんの意見交換により情報共有し、よりよいまちづくりを推進していこうというねらいだったと思うのですが、町民の皆さんからまち育講座を開いてくださいというのはなかなか無理があるのではないかというふうに思うのです。というのは、町の課題や何かが見えづらいというところがあるので、できれば行政側から情報を発信して、町民の皆さんに開いてほしいという魅力をもっと持たせてほしいという思いを込めて今回、質問させていただきました。

というのは、どうしてもまち育講座というのはなかなかどんな講座があるのかなというふうにわかりづらいところもありますので、そこら辺のことを具体的にもう少し情報を発信していただきたいというのと、それから出前講座についてはかなり最近皆さんがいろいろなメニューがあって、そのメニューの中から選択をして出前講座についてはお願いをしている経過があって、ふえてきているのかなというふうに思っていますので、そのメニューについてはもう少し町民の人にわかりやすいメニュー、もう少し関心が持てるような表現の仕方であればもっとわかりやすいのかなというふうに思っています。

それと、まち育新聞については、大分、わかりやすくなったのですが、やはり今は高齢化が高くなっていますので、字数は少しずつ減らしてイラストとか、もう少し写真とか、もう少し工夫していただければ見やすいまち育新聞になるのではないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 制度の趣旨は間違っていないと思いますので、その中でいろいろ課題や見直しであると思います。引き続き、そういったことの見直し、工夫、努力していきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） まち育講座、出前講座については、今後も私も関心を持ちながらこういう取り組みや何かのことについては気がついたところで意見を出させていただいたりしたいと思いますので、今回、これについては質問はこれで終わらせていただきます。

次、地域サポーターについてですが、これも前回、質問させていただいたことなのですが、機能が発揮されていないのではないかという思いで今回、質問させていただきました。

現在では、いつ災害が起きるかわからないと言われていまして、地域の連携が重要視されているときに、この地域サポーター制度というのは行政のパイプ役として最も重要視される場所ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひどこまでその機能を地域サポーターとして持たせるのかというところを期待したいところなのですが、そのことについてはどの程度、どの辺までサポーターというのを地域のためにできるかというところ、具体的なものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長の答弁が最後のようになりますが、時間のことを考えて、町長。

○町長（土谷耕治君） 本当に課題がたくさんあると思います。機能していないという御指摘もありました。しっかりとその声を受けとめていきたいと思います。

それで、この制度をスタートさせた背景としては、時代はもう行政の職員が机に座って待っている時代ではないと、出向いていく行動力、そして住民の皆さんに寄り添っていく、その中で小さな声や弱い声、やはり施策に反映していかなければいけないということだと思いき、そういうことでスタートさせました。

多分、これができないと衰退の一途をたどると思いますし、まちづくりも多分できないと、そういう思いでおりますので、御指摘の

課題、見直し等については十分、今後、検討してまいりたいと、そしていい制度にしていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） やはり地域ごとに活動できている場所、活動できていないところというのを、そういう差がないように取り組んでいただきたいというのが今回の最後の要望だったのです、最後の思いだったのです。

ですから、サポーター制度をきちんと機能できるようにしていただき、地域間の差がないように対応していただけるように努力していただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そのようにしたいと思います。

最後に、先ほどの出前講座、この26年1月1日から8講座ふやしております。全体で79講座でやっております。職員も大変、これについては工夫をして、ビジュアル的にしっかりやろうということで、職員の能力も上がっているという副産物も出ましたので、引き続きこれについてはPRしていきたいし、できれば議員の皆さんも大いにPRしていただきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順より、発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕 それでは3点について御質問をいたしたいと思います。

一つは、過疎債事業の活用について、過疎対策計画策定と町民会館改修事業についてであります。

昨年の12月議会で、町民会館耐震改修の質問をさせていただきましたが、現町民会館の全面改築を視野に検討し、整備の方向性は年内をめどに一定の結論を出すとの答弁でした。

あわせて、財源確保も課題とのことでしたが、過疎地域指定が通常国会に法案提出され、議決される見通しであります。

過疎債を活用するには、市町村計画策定が必須であります。法案議決後では遅すぎることになり、当然、事前の準備をされていると思いますが、取り組み状況と計画策定の議会議決までのスケジュールについてお伺いをいたします。

対象事業は広範囲に可能であり、町としての計画する当面の予定事業についてお知らせください。

私は、以前も公共施設の中では特に町民の利用頻度の高い施設であり、町民会館改修の早期着工を強く求めてまいりました。特にエレベーターの設置は極めて優先度の高い町民要望であり、過疎債という財源確保が可能なことから、速やかに計画に盛り込み実施を町民にお答えしてはいかがでしょうか。

2項目め、防災対策について、その一つとして災害時要援護者情報の提供についてであります。

平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、国は平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を市町村に求めています。

具体的には、災害の発生に備え避難行動、要支援者名簿の作成と避難支援等の関係者に情報提供をすることとしています。

さらに、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために、特に必要なとき本人の同意なしに情報提供できると規定をいたしました。

平成24年3月の一般質問で美幌町個人情報保護条例第9条第2項のただし書き規定に、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益となる時、その他、保有個人情報を提供することについて特別な理由があるときを追加し、個人情報を本人支援のため有効に提供できるよう早急な見直しを求めたところであります。

法改正に伴う美幌町の地域防災計画の見直しの考え方、個人情報の提供に伴う適正管理の考え方、美幌町個人情報保護条例改正の必要性についてお伺いいたします。

また、現在、町が行っている災害時要援護者支援制度に基づく登録状況及び本来、登録が必要な対象者の未登録者数についてもお伺いいたします。

防災対策の2点目でございます。災害時要援護者の避難支援個別計画策定についてであります。

災害時要援護者の避難支援や救護を迅速、適正に実施するため、災害時要援護者を誰が支援し、どこに避難所に避難させるかを中心に避難・救護に関する情報を避難支援個別計画の作成として求められていますが、現在までの取り組み状況と今後の見直しについてお伺いいたします。

3点目でございます。政策情報の公開について。公開基準のルール化についてであります。

美幌町の最高規範である自治基本条例第5条では、議会や行政が保有する町政に関する情報は町民との共有財産であり、町民主体の自治を実現するための基本であると規定されております。

議会は、行政が推進する政策を町民目線でしっかりと審査、議決する責務がありますが、それを実現するためには行政の政策情報を共有することが不可欠で、これが共有により行政の政策水準が高まるとともに、町民に開かれたまちづくりが前進するものと確信しております。

そこで、政策情報の公開についてルール化

すべきと考えますが、次の点についてお伺いいたします。

一つ目は、政策の発生源を明らかにすること、二つ目は、政策を決定する過程で検討した代替案の優劣の判断を示すこと、三つ目は政策を決定する際、先進事例や類似施策の調査を行っていると思いますが、調査対象の市町村の比較などの評価情報を示すこと、四つ目は政策をまとめる過程でどのような機会を設けて町民参加の意見交換等を実施したのか、その内容と町民に示した関係資料を示すこと、五つ目は政策を企画・立案するに当たって用いた基礎資料、専門資料の情報を提供すること、六つ目は政策の根拠はどこにあるのか。総合計画、個別計画、法律、条例、要綱等の根拠を示すこととでございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、過疎債事業の活用について、過疎対策計画策定と町民会館改修事業についてであります。過疎市町村の要件見直しは兼ねてから国や関係機関へ要望を重ねてきた結果、昨年11月に自由民主党において見直し方針案が示され、本町を含む全国22市町村が過疎市町村に追加指定される運びで、過疎地域自立促進特別措置法、通称過疎法であります。その改正案を現在開会されている第186回国会に議員提案される見込みであります。

御質問のありました市町村計画策定の取り組み状況と、計画策定の議会議決までのスケジュールについてであります。昨年11月の追加指定の情報を得て以降、法案が可決され次第、直ちに過疎地域自立促進市町村計画の策定に着手できるよう、事務レベルでは北海道の担当者と逐次情報交換を行っております。

この中で、道の担当者からは市町村計画の上位となる道の過疎地域自立方針の取り扱いについて、国から示さなければ道としても市

町村計画の期間など、方向を示すことが難しいとの情報提供があり、このことを踏まえて今後も情報交換を密に行い、計画策定の早期着手に向けた努力をまいります。

次に、計画に盛り込む過疎債の対象事業がありますが、平成26年度予算編成において、過疎債を活用することを前提とした留保事業がミニホイールローダー購入事業、78万9,000円、道路改良舗装工事7,470万円、美幌中学校校長住宅新設工事2,300万円、いなみテニスコート改修工事2,507万8,000円、博物館暖房設備改修工事1億4,274万円の合計5事業で2億7,340万7,000円を見込んでいます。

お尋ねのありました町民会館の改修についても、過疎債を活用した改築を考えており、平成26年度において改築計画を立てた上で優先度の高い事業として計画に盛り込むこととしております。

次に、防災対策について、災害時要援護者情報の提供についてであります。平成25年の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し、必要な個人情報を利用できること、二つ目に避難行動要支援者本人からの同意を得て平常時から消防機関や民生委員などの避難支援等関係者その他の者に提供できること、三つ目に現に災害が発生し、また発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること、四つ目に名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては名簿情報の漏洩防止のための必要な措置を講じることなどが定められました。

このことから、本町では本年2月26日に美幌町防災会議を開催し、災害対策基本法の改正に沿って美幌町地域防災計画を修正したところであり、今後は修正した地域防災計画を北海道へ報告するとともに、関係機関との協力を得ながら地域防災計画に基づいた防災体制の整備に努めてまいりたいと考えており

ます。

個人情報の提供に伴う適正管理につきましては、災害対策基本法及び美幌町地域防災計画に基づき、避難支援関係者に対し守秘義務を認識していただくとともに、団体内部での避難行動、支援者名簿の取り扱いの限定などについて指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、美幌町個人情報保護条例の改正の必要性であります。平常時における災害時要援護者情報の取り扱いにつきましては、災害対策基本法に基づいた対応となることから、個人情報保護条例を改正する予定はありませんので御理解をお願いいたします。

災害時要援護者支援制度に基づく登録状況につきましては、2月26日現在、登録対象者数2,390名、登録者数422名、未登録者数1,968名となっております。

次に、災害時要支援者の避難支援個別計画策定についてであります。災害時における要援護者の避難支援については、要援護者自身がみずからを守る「自助」及び当該要援護者が居住する地域の「共助」を基本とし、これらでは補えない部分について行政による「公助」を支援することとしております。

平常時において、要援護者にかかる情報を収集、把握、災害のおそれがあるときは的確かつ迅速に避難を支援する体制を整えることを目的として、平成22年3月に美幌町災害時要援護者避難支援計画を策定し、平成22年度に自治会や民生委員の協力により、災害時要援護者台帳を作成したところであります。

申請のあった方々については、要援護者台帳に登録し、自治会や民生委員の協力を得て避難支援個別計画を策定しております。

個別支援計画には、要援護者の氏名、住所、年齢、性別や身体状況及び世帯状況のほか、緊急時の連絡先、避難支援者を記載し、地域の指定避難場所のうち、その方が避難する一時避難場所及び屋内避難所を設定しております。

個別計画の副本は各自治会長及び避難支援者に交付し、自治会長には要援護者の地図を、地域の民生委員には要援護者一覧と地図を配付しております。また、要援護者の死亡や転入出があった場合には、その都度、自治会からの報告により名簿や個別支援計画の変更を行っておりますが、町としても年に2回の更新を自治会に依頼し、最新の情報収集に努めております。

要援護者の登録者数につきましては、先ほどお答えしたとおり422名となっておりますが、今後、災害対策基本法及び美幌町地域防災計画に基づき、美幌町災害時要援護者避難支援計画の見直しを行うとともに、避難行動要支援者名簿の作成に向けて要援護者、障がい者などの要配慮者の情報の把握を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、政策情報の公開について、公開基準のルール化についてであります。政策を進める上において町の基本となる計画の策定や町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定に当たっては、審議会等の会議の開催、意見交換会の開催、パブリックコメント手続きの実施、その他適切な方法により町民の皆さんに町政への参加を求めています。

施策の意志決定過程の情報公開につきましては、美幌町審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、審議会等の附属機関及びこれに類する機関が行う会議を公開し、その会議録と関係資料を公表しております。

また、パブリックコメント手続きにおいては、施策の案とともに施策の案を作成した趣旨、目的及び背景、実施機関の考え方及び論点など、町民の皆さんに当該施策案の内容を理解していただくための必要な資料をあわせて公表しており、これら一連の取り組みにより施策の意志決定過程における情報共有を図っております。

今後は全庁的に公表する資料の内容をよりわかりやすくするなどの改善に努め、町民、議会及び行政の情報共有を図り、町民主体の

自治を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 再質問をさせていただきます。

1点目の過疎債計画と町民会館改修事業についてであります。年内に方向性を出されるというようなことで、どのような内部協議で、どのような方向性を出されたのか、その内容について答弁に含まれていることも含めてほかにございましたらお答えください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 主な検討事項については、まず耐震調査をしまして、その上で不適切であるというようなことで、昨年の4月から教育委員会に町民会館の運営管理を任せておりますので、教育委員会中心に検討してまいりました。

現状の認識と、それから今後どうしていくのかという検討をしていただきました。全体では、回数は後ほど教育委員会のほうでわかれば答弁していただきたいと思いますが、どのような機能を持たせるか、あるいはびほ一るとどういふ連携がとれるのか含めて検討をしていただいているところであります。

ただ、さらに詳しい検討は今後、必要になってくると思いますので、その検討の状況についてまたいろいろと御報告をさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは教育長のほうに、今、町長答えた以外の部分で具体的に機能とか、連携というようなことで少し私もこのことについては関心事でもありますので、また多くの町民の方がいち早い事業の着手ということを望んでおりますので、その辺の内容についてお答えできるものがあればお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 検討の回数等でございますけれども、教育委員会としては全体で2回ほどさせていただいています。

その事前に協議をする中においては、実際には今、町民会館については社会教育グループが管理しておりますので、社会教育グループの中でも3回ほど協議をしております。

私どものほうから、私どもというよりも、私が自主的に指示を出したというか、検討をただやみくもにしれということにはならないので、私のほうから指示を出して項目としては現施設の問題点、利用上の問題をまず現状のまま耐震化して利用する場合はどうなのだというようなことのお話をまず原課のほうに投げかけております。

それから、新たに建てかえた場合の検討、例えばその中でいきますと、びほ一を有効に利用するための最低限度の施設整備です。今、ホールができて、それで全て完結するという考えは私ども教育委員会としては持っておりません。

それと、これからは、またこれから町長と詰めていく話でありますけれども、教育委員会としてこういう思いがあるというような、例えば社会教育の拠点としていくためにこういう考えを持っていて、そういった場合にはどういうふうになるかというようなことの検討をさせていただいて、それを整理してございます。

そしてまた、他の施設を調べていただいたデータ等もありますので、例えばこの近くであれば斜里とか、中標津とか、道内のどちらかというところ最近建てられて運営をきちんとされている部分の中身についても整理して、町長のほうに報告をさせていただいたという状況でございます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ちょっと説明不足だったと思いますけれども、議員の御質問で改修の早期着手を求めるとともに、特にエレベーター設置というようなことを優先的にというような御質問でありましたけれども、耐

震調査をして不都合があると、それで40数年以上あそこの建物たっているんで、耐震補強をやるだけで果たしていいのかという疑問が出てきました。

それで、耐震改修をして、それでいいのかということありました。それで、3階建ての中でエレベーターもついていなくて、それで3階まで上がる体に不都合のある方やお年寄りが大変な思いをしているというようなことも含めて、やはりユニバーサル、耐震補強にユニバーサルデザインをくっつけて、それでいいのかどうかということもちょっと考えてみましたけれども、それにしても40数年以上たって、やはりその二つ耐震の補強とエレベーターだけでは済まないだろうと、果たしてこれから何年もつかということも含めて考えると、やはり私は実は先日、後援会の集まりありまして、その中でもちょっとお話させていただいたのですけれども、新聞報道もされているようでありますけれども、やはりこれはもう改築しかないのではないかという思いに至って、そういうことも踏まえて教育委員会のほうに、そういった機能も含めて検討していただきたいということでお話をさせていただいたということでありますので、耐震補強、あるいはユニバーサルだけではちょっと、これから先を考えると、せっかくびほ一がああいう形で大きなたくさんの方があって、しかも文化祭も1カ所にコミセンと昔は第1ホールということでやっておりましたけれども、あるいはびほ一ということでやっていたけれども、展示もこちらのほうでやるということになって、なかなかあちらのほうに足運ばれない方が多いというようなことも踏まえて、やはりこれは改修というよりは改築のほうにスタンスを移さなければいけないという思いで指示をしたところであります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、教育長と町長のほうから私もこの美幌新聞に町長が述べたことの中で、町長自身は以前から年内検討とい

う中で全面的な改築という一定の判断をされて教育委員会にもそのような指示されているということですので、町民の皆さんから見ると時期は別にしてもそういう方向性が示されたということで、大変、喜んでいるのではないかなと思います。

そこで、私も言っているように極めて優先度の高いという認識を町長も持たれておりますが、先ほど過疎債の留保の事業それぞれ示されましたが、この町民会館の改修については26年度において事業推進するために具体的に町長はどのような段階まで教育委員会のほうに指示、検討をされようとしているのか、その辺について現状での考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず、単に建てかえるということではなくて、やはりどういう機能を持たせるかということは極めて重要だと思っております。

例えば、あそこにびほ一るが70%の利用率があるということもあわせると、かなりの人が来るということで、そういった面ではコンベンション機能であるとか、あるいはセレモニーホールというのですか、セレモニー記念式典含めて祝賀会みたいなものもできるのが極めていいのではないかと思いますので、セレモニーホールと、あるいはバンケット機能と言ってもいいと思いますけれども、それらだとか、あるいは多目的ホールの機能を持たせるだとか、いろいろなことがあると思いますので、いずれにしる単体だけではもったいないので、びほ一るとの連携の中でより効果が発揮できる、そういった機能もしっかり持たせるということは極めて重要だと思いますので、あくまでも今、ラフデザインの話ですので、まだ詰めた話ではありません。

それで、過疎債のほうは実は平成23年の10月だったと思いますけれども、公の場で政党の政調会などでこの過疎債の指定をというよりは、平成22年度の国勢調査の確定値

を使うべきではないかと。当時、交付税も確定値使っていますので、なぜ過疎債、過疎指定だけが22年の確定値を使わないのだという訴えを実は23年10月だったと思いますけれども、そこからスタートしました。

そしてその後、私が去年の10月に美幌と斜里と上富良野町の町長含めて国会議員の先生方、特に自民党、今、与党でありますので、与党の過疎対策委員会の委員長さん含めてお邪魔したり、あるいは総務省の公営企業の準備室というのですか、その室長さんのところにお邪魔したり、いろいろ地域の事情を訴えてきました。

そして、11月に至って、11月29日に自民党の過疎対策委員会の中で追加となる6市町村が明らかになったということで、私は年内に過疎指定になれば一定の判断をしたいなと思っていたのですが、それで11月になって具体的な市町村名は明らかにしないまま六つの道内市町村が該当になるだろうというようなことを実は情報として仕入れました。

そのようなことがあって、昨年中にはと思っておりましたけれども、その後、6の市、町が具体的な形でなってきました。それで通常国会、今、行われている通常国会で3月中の成案を目指して出すだろうということだったので、きょうはさらに確認したらどうも今の衆議院、参議院の総務委員会の中ではNHKの会長の問題発言のほうがちよっと大きくて、ちよっとこの部分、棚上げになっているということで、ただ多分、大丈夫だろうというような情報も得ていますので、そういうことも踏まえて実は判断、こういう形で改修しかないだろうということを公の場で発言させていただいております。

これから、それで過疎債がもしか使えるとすると、多分、今言ったどういう機能を持たせるか含めて、これはもう実施設計いきなりやるのではなくて、基本計画からやらないといけないと思いますので、その基本計画は過疎債の対象外になっているので、それで留保

事業にも入っていないということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長から今、るる説明がありましたので、私のほうとしては26年度に町単でもいわゆる基本計画の部分についてまとめるということでしたら、過疎法の制定が国会通れば計画に基づいてできますので、ぜひ町単でも26年度中にそういう基本計画を立てて議会にもまた御説明いただきたいなと思います。

次に、その過疎計画の関係、私が調べると平成22年から27年までの一応5カ年計画というふうになっていると思うのですが、道のほうでまた国の方向性が示されないということなのではあるのですが、町にとっては残り2カ年で例えば26、27年度の計画の中で盛り込んでやったほうが、いわゆる今、留保している事業もいち早く取り組めるのか、それとも新たにこの法律改正になってから5年があるのかどうかかわからないのですが、その辺は現行の期間中の残り2年で例えば手続きを踏んで議会の議決を経たほうが、そういう留保事業の着手がしやすいのかどうか、その辺、実務的なことを含めてもしわかれれば教えていただきたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 1回目の答弁書の中にもありますように、道の自立方針というのがありまして、この期間も27年度までと、残り2年間となっています。

おっしゃるように、我が町としてはいち早く乗りたいので、本来、残り2年で建てたいのですが、ここの答弁に書いてありますようにまだ仕組みが示されていないというようなことで、今、何年の計画を立てたらいいのかというのが、まだ指示を仰げないというような状況であるものですから、それが例えば過疎法自体が33年の3月いっぱい、32年度末まで延期になっております。

今回の新たな改正によってどこまでの期間を設定して、その計画を練り直すかというこ

と自体がまだ見えてこない、もしその32年とか、あるいは5年とかとなると、全ての市町村の計画自体が残り2年になっているものですから、全ての計画、市町村も計画を練り直さなければならないということにもなるので、そこを情報、速やかにできるだけ早くとって、計画を早く立てたいなと思います。

いずれにせよ方針次第ということになりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員のほうから26年度中に何とかというお話がありましたけれども、今、総務部長のほうから説明したようなことも先に向かってのそういう状況があります。

それと、過疎状況をちょっと全道のやつを見ますと179市町村あるのですが、これのうち過疎対象が149あるのです。実に8割ぐらいは過疎地域に指定になったと。今回、追加指定の中で大きな都市でいうと函館市、それから釧路市も入るというようなことで、全道の過疎の枠が、この4年ぐらいを見ると大体550億程度ということで、相当、厳しいということも過疎債の枠自体も相当厳しいという状況もありますけれども、なるべく早く取り組んで、先ほど言った留保事業の部分も何とか対象に入りたいし、そういう面では既に事務レベルで道とのいろいろな計画書の作成の指導も受けながら、まだ指定を受けておりませんが、そういう準備をしっかりと進めているという状況でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 状況はわかりましたので、22日に全国で市町村が追加指定になることで国のほうも予算の上積みをして3,500ぐらいの、要はその計画に対する言葉は適切ではないですが、予算の分取り合戦に恐らくなってくるのだと思いますので、ぜひ指定に向けて事前の準備をきちんとした中で、いち早く議会の議決の承認を得て

着手できるように今後の取り組みを期待して、この部分について終わりたいと思います。

次に、2点目の部分でございます。防災対策の中の(1)の災害時要援護者情報の提供と災害時の要支援者のいわゆる個別計画というのは、これは二つとも関連がございますので、あわせてお尋ねしたいと思います。

答弁の中で美幌町の地域防災計画を修正したということですが、議長にお願いしたいのですが、この修正の内容について資料としてできれば議員に、後ほどでも配付をしていただくようなことをお願いしたいと思いますが、まずその点、議長のほうにお願いしたいと思います。

○議長(古舘繁夫君) はい、わかりました。

○4番(上杉晃央君) それですね、いわゆる援護を必要とする対象者のわずか18%しかまだ登録されていないと、これはいろいろな努力をしていると思うのですが、一つにはやはり個人情報保護の壁というのが私は大きく立ちはだかっているのではないかなと、それで私は災害時の要援護者名簿をこの地域防災計画の中にきちんと位置づけることで、改めてもう一つのほうであります避難行動要援護者名簿の作成をすることはないというふうに国ははっきりと言っております。

ですから、そういった意味ではぜひ一体化したその名簿を速やかにやはりつくっていく、そして全員登録に向けて努力していくべきだと思いますがその辺、町の見解としては国はそのように示しておりますがその辺についての考え方違えばお答えいただきたいと思っております。

○議長(古舘繁夫君) 町長。

○町長(土谷耕治君) 地域で見守ったり、助けたりするときに、一番壁になっていたのが個人情報保護法だったわけですが、今回のこの災害対策基本法が一部突き破ったと私は思っていますので、一部だけだと思います。まだ、要するに災害が発生した、発生

するおそれがあるときには、本人の意志にかかわらず名簿を提供できるというところで、これは保護法の1点を突き破ったのでは僕はないかと実は思っております。

これも昨年の災害含めて東北の震災含めて、助けようと思っても手を挙げなければ助けられない、手を挙げない人には助けられない、情報もないからわからないということが多分きっかけになって、ここを突き破ってきたのだと思いますので、本当にこの保護法自体はかなりきつい法律だと思います。もちろん、個人にかかわる情報は守らなければだめだというような、もちろんわかりますけれども、災害時だとか、そういう人命にかかわるときに果たしてどうなのかというところは、今回、多分これで破っていただいたのだらうと、我々思っていますので、しっかりとこのことについては理解をしながら、多分これは人道的にもこの人、手を挙げて避難行動要支援者であるかないかというのは書いていないわけですから、人道的にはやはり手を差し伸べるというのが本当だと思いますので、ただその中でもやはり手を差し伸べるという、手挙げ法しかなかったので人数も少ないということだらうと思います。

これは、民生委員の皆さんが自治会の皆さんが本当に御苦労していただいて、この名簿が上がってきたというような経過もありますので、なるべく多くの方、ただ多くなるとそれを支える方も多くなればいけないということになりますので、いろいろなことが課題としてあると思いますけれども、しっかりこれについては災害時を想定しながら、やはりもちろんそういう登録をしていただくというようなことも引き続き努力していきたいと、そのように思っています。

○議長(古舘繁夫君) 4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 私は全国事例の中では、いわゆる個人情報保護条例の中にただし書きを設けてやっている自治体も、これは美幌町の見解は違いますけれども、そういうふうに取り組んでいる自治体もあるということ

は以前も言いました。

今回の法改正の中で、本人同意がなくても、ここが大事、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を町が災害対策基本条例等で別に定めている場合、本人同意を必要としないと改正、災害対策法の49条の11第2項で明文化しました。

お尋ねします。これを受けて町は情報をしっかり開示して、名簿化をするための条例制定の準備を私は個人情報保護条例ではなくて、災害対策のためのきちんとした支援ができるための条例整備をすべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今回の災害対策基本法の解釈でありますけれども、私、今手元にあるのは、その法改正による法律要綱というものが実はございます。災害対策基本法等の一部改正をする法律要綱というものがございまして、非常にここが微妙なところなのですが、議員おっしゃるとおり、まずは第1点目、市町村長においてその避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿に記載をし、要するにまず名簿をつくりなさいよと、これが義務です。そして、また記載された情報を内部で目的外利用できるものというものがまず1点であります。

次です、次は平常時のことを言っています。災害の発生に備えということでございます。備えですから、平常時は避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者本人の同意を得た上で関係機関、その他の関係者に対し名簿情報を提供するものとするということで、ここでちょっとメモっていただきたいのは、あくまでも関係者であります。それと同意であります。これが平時ということであります。

次です、次は緊急時です。緊急時、これは災害が発生したとき、あるいは発生するおそれがある場合ということに限ってです。避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき

は避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、先ほど言いました関係者のほかの者に対しても各名簿の情報を提供できるものとするということで、一応こういうふうに3段階といいますか、市町村で整備をして活用すること、それから平時での活用については同意を得て、そして同意を得たものについても提供にはある程度、限度がありますよと、そして最後には緊急時はそのほかのものに対しても広くその情報を提供できるのですよというようなことでありますので、平時についてはやはり一定程度の制約がある中での活用ということで解釈をしております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ただ、これにこのいわゆる国の改正された災害対策基本法に基づいて、まずその辺をどう解釈するかという問題があると思いますけれども、既にある自治体では、この条項を使ってきちんと名簿化をして、行政の持つてといる情報で本人同意なしにきちんと名簿化して、先ほど総務部長が答えたような関係者にきちんと情報提供を平時からしながら災害時に対応するという、そういう対応をとっている自治体もありますので、ぜひここで今、法解釈議論していても時間がありますので、さらにこの法改正の中身について十分、精査していただく中で美幌町でわずか18%しか登録されていないのです。町長言うように。手挙げ方式、それからいろいろな制度があると思うのです。でも今回、法改正されたというのは、まさにそういった意味ではこれから同意なくてもいろいろな形での名簿整備、あるいは必要な支援者に対して情報提供というのが可能になってまいりますので、そういったところを前向きにそういった条例の制定も含めて検討いただけるのか、町長のほうからお答えいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 条例化できるかどうかは今後の検討にかかると思いますので、い

ずれにしるこの地域で、地域の住民の皆さんをどう守るかという話ですから、条例化できるのかできないかちょっと置いといたとしても、常時、平時でも名簿はつくれるわけですから、我々つくります。その平時の考え方もいろいろとあると思います。

町長はきょうは晴れていますけれども、雪降ったときにそれが平時でないと言えば情報提供できるのかどうかということあると思います。誰が平時か、災害が発生した、あるいは発生する、そういうことがあるのかという判断を誰がするのかという問題も多分、出てくると思いますので、いずれにしる今回、美幌町の地域防災計画改正させていただいたのは、基本となる災害対策基本法が変わったということと、我々の組織も一部変わっているので、そういうことの改正ということでありますので、議員、御指摘のことについては法解釈も含めてちょっと時間はかかるかもしれませんが、研究はさせていただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、2点目は終わりました、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

私は今回、政策情報の公開の質問をさせていただきました。これは私、役場の職員時代に地方自治土曜講座で大学の先生から、いわゆるそのときは地方分権が非常に叫ばれていた時期でもありましたので、その際に私は行政の職員でしたけれども、いわゆる分権時代の議会議員のあり方についての講義を受ける中で、議員の役割について学ぶ機会がございました。

答弁のとおり、自治基本条例の中では先ほどあったような、やはり主人公である町民の意見をしっかり受けとめるためのいろいろな施策をこの条例に基づいてやっていることを十分理解をしております。

私の質問はそうではなくて、議会に対する政策情報の公開するルールを定めてはいかがですかと、もちろん今も行政側から議会に対

していろいろな形での情報提供というのがありますが、私の指摘している、いわゆる六つの項目により、今後はやはり議会に対しても情報の公開をしていただきたいというふうに、そういう観点から、私のちょっと質問の書き方も不十分だった点はおわびしたいと思いますけれども、その辺について、町長この6項目について今後いろいろな主要施策について、そういう観点から行政内部でのいろいろな検討をした経過含めてしっかり出させていただくという質問でございますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 決して何か隠しているというつもりは全くありませんので、議会の委員会含めて要請があれば、そういう情報も提供させていただいていますし、またこちらから情報発信しなければいけないということについては、そういう発信をさせていただいているので、あえてルール化をする必要があるのかどうかということも私はちょっと疑問だと思いますけれども、いずれにしる最高の我が町にとって規範の自治基本条例に背くことないようにだけはさせていただきたいと思えますし、一方で具体的な情報の提供については情報公開条例の中でも6項目の非公開の情報があるので、そういうところもちょっと見ながら議会のほうにいろいろな情報を発信する、提供することについては、それはやぶさかでないと思えますので、あえて私ども何か隠して渋っているかということであつたら逆にお示ししていただいたほうがいいような気がするのですけれども、ないように思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私は隠しているとかということではないのです。求めがあって、そうすると町長の今の答弁を聞いていると議会が求めないと出さないということではないですよね。求められればということは、私は求められなくても主要施策について議会に審議をするときには、こういうことで6項目に

ついでいろいろな検討してきたと、あとは議会でしっかり議論してくださいという情報提供を求められなくてもしていただくのが、この自治基本条例に書かれている町民と議会と行政の情報共有、特に私はなぜそのことを議員になってから感じたかというのは、多様な意見を議会議員というのは代表しているのです。町長も選挙で選ぶ、議員もそうなのです。そこに多様な意見がありますから、やはり行政の判断で一応、形づけられた施策が、それが本当に我々議員の目から見てどうなのかというときに、行政の持っている六つの観点からの情報をしっかり提供していただくことで、議会もしっかりとした町民目線で審議をできると、そういう意味でここに書かれている六つのことというのは、私はこれからも行政側に求めていきたいと思えますし、ある議会ではこれを条例の中に、議会基本条例の中にしっかりと盛り込んでいます。

ということは、その市では必ずそれに基づいて主要施策を出すときには7項目でしたけれども、それで情報を出してくるのです。美幌町はそのことをできないことないですよ。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私、職員でいたときもありますけれども、やはり一番自由闊達に論議できるのは委員会だと思います。

我々も何か重要なことがあれば、議会の皆さんに御相談させていただいたり、お伺いを立てたりするのは委員会が中心なので、その中でいろいろな論議、むしろしたほうが6項目のルールだけだと6項目守ればいいのかと、僕そうしたら6項目だけやりましょうという話になるのか、委員会で自由闊達な論議をして、町にこういう情報はどうなのだというほうが私はいいような気がしますがけれども、これは今後の検討というか、勉強しなければいけない部分ですけれども、余りルール化、ルール化してしまうとぎすぎすしませんか、どうでしょうか。

大変失礼しました、質問者ではないので済

みません、申しわけございません。以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私は元行政の職員でしたから十分そちらがいろいろな意味で努力されていることは認めるのですが、なぜルール化が形にはまったことになるのでしょうか、決してそうではないのです。

先ほど言っているように、行政とは違った視点で議会議員というのは町長が提案してくる施策について、やはり課題や問題点というのを審議して、それがいいのかどうかということをやったり審査する上には、最低限、行政の持っている情報をきちんとルールによって出していただければ我々わかるのです。

そして、別に本会議だけのことを言っているのではなくて、当然、委員会のことも、議会というのはそういう意味ですから、そういう意味で言えばやはり住民の代表の意見を聞いている今は13名ですけれども、13名の多様な意見を持った議会議員がより町民にとって信頼される判断をしていくためには、そういう情報を今後しっかりと出していただきたいと。

例えば、私はこの間こういう話を委員会で質問しました。新年度予算の中の防災グッズ、防災の袋を配ると、そして品物が来ます。その発生源は誰ですとかと私はあえて意地悪に質問をしました、町長の発案です。

そういうことも聞かないと出ないような行政と議会の関係ではなくて、この要望は町民からの要望ですとか、議会側から意見でしたとか、住民団体からの要望ですとか、そういうところから始まって政策ということをしつかり議会の中で議論をしていきたいという観点からの6項目という意味ですから、別に行政が何も議会に情報提供していないとかということではありませんので、ぜひ今後、取り組みについて検討いただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 情報をどういうふうに公開していくか、あるいは情報をどう提供

していくかという問題だと思いますけれども、一部、今、情報を提供していないという声もありましたけれども、私はそうは決して思っていないので、我々が気づかないところを気づいていただいて、こういうところの情報、あるいは資料どうだということは議会の審議、意志決定する最終的な議決をいただいて初めて形になっていく部分ですから、そういう決定する過程のそういう判断をできるような情報はしっかり流したいと思えますし、議会がこういう情報が必要だということは、ある面、我々気づかないところは言うていただく、その中で情報を出していくということがルールを決めたらそれこそそのルール以外のことはやらないというようなことにもなりかねないので、むしろ僕はそれのほうが委員会あたりで、あるいは本議会あたりでこういう資料もあつたらもう少しいい判断できるのだということであれば、そうしたほうが我々もやりやすい面はあると思えます。議会の皆さんも多分そうだと思いますけれども、そこは意見のちょっと違いがあると思えますけれども、考え方の違いがあると思えますけれども、きょう結論出す話ではないと思えますので、我々も研究してみたいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私はやはり多様な意見を代表している議会議員がしっかり審議していくために必要な情報を先ほど言った6項目出していただければ、あとそれ以外にもしかなかったらあるのかもわからない、あれを全て出されれば議会はしっかり町民の目線で審査できると思えます。

この目的というのはやはり行政側の職員の政策立案のやはり能力を高める、もう一つは議会議員がしっかりとした視点で町民目線で、やはり町長から提案される施策について評価をして議決するのか、修正するのか、否決するのか、そういったことの判断材料にしっかり使えるというふうに私は考えておりますので、この6項目を行政側がきちんと

やっていたらそのほかに出てくるのは全くないとは言いませんけれども、ほとんど議会が審議するにたり得る情報だというふうに私は考えておりますので、もう一度、町長のほうに。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員さんも多様だということでは、逆にルールをつくと多様化に対応できないということも考えられないでしょうか。ルールどおりやればいいというだけの話では、それよりは僕は委員会なりで自由闊達な意見の交換をするとか、論議をしていくというほうが極めて健全ではないかと、そのようなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 時間がありませんので、資料を求めた上で委員会、議会で闊達に議論するのが議員としての役割ですので、その辺は町長の考えと私が一般質問している部分は当然、自由闊達にやるのは当然のことです。その前提には、きちんとした情報開示をしていただきたいということを申し述べて終わりたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いずれにしろルールあるなしにかかわらず、情報提供はしっかりとしていきたいと私は思っておりますけれども、住民の皆さんに対する情報提供、そして協働していく、そして議会の皆さんにも情報提供していく、そして町の最終的な決定をしていただく、それを妨げるようなことだけは決してルールあるなしにかかわらず、そういうことは妨げないようにしていきたいと、今後もしていきたいと、そのように思っております。

○4番（上杉晃央君） 終わります。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、2時25分再開です。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により、発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告しておりました2点2項目について質問いたします。

1点目といたしまして、住民活動事業について、地域集会施設に給湯器設置についてです。

地域集会施設に給湯器設置について、町内には多くの集会施設があり、新しく広く使い勝手のよい大変恵まれた環境にあるものと、そうでないものがあります。どの地域も一様によい環境にできれば一番よいのですが、予算との関係もあり、町内でも環境に格差があるのが現状です。

しかし、地域集会室では高齢者が集まって食事会を開いて高齢者の引きこもりを解消したり、ひとり暮らしの方に近所の方々との交流を促すなど、それぞれの自治会で努力されています。

高齢化により、ますます自主、自立で交流事業をすることは重要な役割であると考えます。冬の寒い時期に給湯器もない施設もあり、水で湯飲みや茶碗を洗う、大変、苦勞しているところもあります。

今、使用しているところを少しでも使い勝手をよくし、住民の自主活動の環境を整え活発に活動していただけるよう給湯器の設置の考えをお聞かせください。

2点目は、教育行政についてです。高等学校への連携、協力について。

教育行政執行方針の中で、平成25年度にはなかった高校との連携・協力を示していました。平成23年4月に新しい美幌高校として開設され、既に3年が経過いたしました。平成26年度入学希望者は学科によってばらつきがあるものの、定員を大きく割ったことを危惧するものです。

今後の少子化傾向を考慮しても、生徒の確保はますます難しくなることが考えられます。

このような時期に教育委員会として美幌高校の教育活動を広く情報を発信し、町内唯一の高校として町全体で支える気運を高め、魅力ある高校づくりを支えていくという取り組みや生徒確保に向けた必要な手だてを町行政と連携を図りながら実施していくとありますが、現在、より具体的に示すことができればお聞かせください。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、住民活動事業について、地域集会施設に給湯器設置についてであります。その前に教育行政については後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

美幌町が所有する21の地域集会室は自治会活動だけでなく、老人クラブや助け合いチームの活動拠点として重要な役割を果たし、平成24年度では3,075回使用されているところであります。

また、集会室の約半分が20年以上を経過しておりますが、指定管理者である自治会の適切な維持管理のもとに利用していただいております。

御質問の給湯器設置についてであります。平成12年以降、建設の集会室は建設時に設置しており、それ以前建設の14施設は自治会からの要望に添って随時、設置してきているところであり、現在、8施設が未設置となっております。

町では、残る8施設につきましても自治会の意向を確認しながら設置してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員

の御質問に答弁をさせていただきます。

高等学校への連携・協力についてであります。今年1日、新生「美幌高校」の第1期生が卒業されました。「オホーツク圏の産業・文化の発展に貢献する人材を育成する」との教育目標のもと、3年間、報徳の台地で学業や部活動に打ち込まれた卒業生の皆さんが美幌町はもとより、地域の担い手として大いに活躍されますことを期待しております。

美幌高校では、普通科と農業科が併設する高校として特色ある高校づくりを進めています。毎年、国公立大学を初め、道内外の私立大学へ進学される生徒を輩出する一方で、昨年10月、東京都内で開催された日本学校農業クラブ全国大会におきましては、合同会社「びほろ笑顔プロジェクト」の活動を発表された地域資源マテリアル班が最優秀賞を受賞されるなど、訂正をさせていただきます、優秀賞と書いてありますけれども、最優秀賞でございます、申しわけございません。最優秀賞を受賞されるなど、町の活性化にも大きく貢献をいただいているところで。

町内唯一の高校を支えるべく、昨年9月に教育委員が美幌高校を訪問し、校長との意見交換を行うとともに、美幌高校マラソン大会の際には生徒送迎用にスクールバスを臨時運行するなど、教育委員会としては少しずつではありますが、連携協力を深める態勢づくりを進めています。

また、新年度におきましては長期休業中に学生ボランティアを小中学校へ派遣する学習サポート事業を本格実施いたしますが、美幌高校には高校生への派遣に御協力いただく予定です。

地域で学び、成長した美高生は将来の美幌町を支える大切な担い手になると確信しております。町行政を初め、関係者との意見交換を積み重ねながら、美幌高校の活動を支える有効策を打ち出してまいりたいと存じます。

以上、御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さ

ん。

○8番（岡本美代子君） それでは、地域集会施設のほうから再度、質問していきます。

答弁では、自治会からの要望に沿って随時設置してきているが、現在、8施設が設置されていないとのことですが、今までその要望がなかったのか、それとも自治会の意向を確認しながら設置したいとのことですが、その要望を確認するときに、台所を使うのはほとんどが女性たちなので、女性たちの意向も確認してほしいと思います。

洗い物にしても、流れるお湯で洗うことが衛生面でも大切だと考えます。特に近年、ノロウイルスとか、O-157とか、食事を提供する側は大変、気を使う時代になってきているので、その衛生管理面では今まで以上に重要なことだと思います。

ガス瞬間湯沸器ならそんなに高額ではないと考えますので、8施設に早々と設置できないか再度、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西守君） ただいま岡本議員より自治会からの要望の状況についてございました。

私ども自治会とお話をするときに、どうしても自治会長さんとお話になります。そういう中では、岡本議員が言われたように実際に使われる老人クラブの皆さんとか、女性の皆さんの意見まで反映できたかどうかはちょっと今の段階ではちょっとわかりませんが、今回、このような御質問を受けまして自治会長さんにお尋ねするときに、実際、利用される方の状況をお聞きしながら御要望をしていただくようにお聞きしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そういうことではないかなと思ったのです。自分たちが使う側になったら本当に寒いときに水で洗っても水切

れも悪いですし、衛生面も本当にこれは悪いなと思って、自分も今まではちょっと諦めていた感があるのですけれども、やはり先ほど言ったように今は衛生管理が重要視されていますし、どうしても提供を受ける側が高齢者なので、その辺は普通の若者に提供するのとはまたちょっと違うというのがありますし、どうしても使い捨て容器に頼らざるを得なくなります。

ところが、使い捨て容器というのは、やはり毎月とか、人数がいれば結構な金額になりますので、湯沸器の設置というのは、先ほど繰り返しますがそれほど高額ではないと考えますので、8施設しかあと設置する場所がないので、この辺は町長の考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 自治会運動はいつも私言っているのですけれども、長い歴史と規模からいってもベストパートナーだという、まちづくりのベストパートナーだと言っておりますので、不都合な点があればこういう以外でも言っていただければ対応はできると思いますので、担当のほうに8カ所すぐ、使用形態によっては必要ないというところもあるかと思っておりますけれども、一方的な押しつけではなくて8カ所ついていないということですから、早速、地域との話するように指示したいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今の担当者ではないけれども、私は大分前にちょっと言っていることはいるのです。

だから、私もこれは一般質問でなくてもいいのかなと思ったけれども、やはり経過はちょっとあるのですよ、いろいろ。だから、担当者も次々変わったり何かしておりますので、どうしてもこういうところに出てやることになりましたし、あとは先ほど町長も自治会がベストパートナーだというふうにおっしゃっていただきましたけれども、今、防災

なんかでは自助、共助、公助という言葉がありますけれども、その共助の中でもこれから一番必要なのは近所、近くの助けでないかという持論をおっしゃる方がいらっしゃるのです。昔から向こう3軒両隣という言葉がありますけれども、高齢化が進んでいく社会では近所力を高めなければならないということなのです。

先ほど町内には21カ所の地域集会室がありますけれども、老人クラブや助け合いチームが活動しているとのことなのですけれども、1施設を何カ所かの自治会で使用しているのが今の現実なのです。自治会活動の中でももう少し近くにみんなが集まれる場所があればという話をよく聞きますし、私自身もそう考えます。立派なところでなくても、下駄履きで杖をついて歩いていけるような地域に活動拠点があればと、そういう話はよく聞きます。

美幌町の自治会の集会室設置条例では、自治会が建物を建てたり、買ったとき改裝費で500万円までの補助があるというのが現状なのです。でも、そういうことをしようとして、ちょっと何回かそういう話し合いをしたことがありますのですけれども、やはり市街地の自治会で不動産を取得することは非常にハードルが高いというのが現実なのです。

先ほど午前中の新鞍議員の質問にもありましたけれども、町内でも戸建て住宅の空きがふえてきているように考えます。そういう住宅を借りる家賃補助があれば住民活動もより活発になるのではないのでしょうか。

例えば、これはどこの地域もできるかというと、そういうことでもないのですけれども、例えばモデル地区、手挙げ方式で取り組んでみるなどの考えは全く考えられないのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 岡本議員、給湯器。今、町長が答弁したけれども、だんだん集会所の話にちよつとなってきたので。その辺、勘案して、もう1回。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 給湯器ではありませんけれども、給湯器は給湯器の話なのですけれども、今すぐどうこうというわけではないのですけれども、町長のその住民活動ということで、そういうもし考えが伺えればということなのですけれども。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ちょっと質問のことにはないことだったので、資料もないのですけれども、これから新年度予算いろいろ協議させていただくという場面があるので、その中でも自治会集会室に対する支援の方法も実は盛り込んでありますので、できればそちらのほうでお聞きいただいたほうがより担当の者も予算措置しっかりしましたということが言えると思います。

ただ、建設については500万円という一般的なルールをつくっておりますので、ただ、今、建てたのはいいけれども、それぞれ給湯器と同じように運営が大変だということ、それは人口減少社会であるのですけれども、そういった大変だということに鑑みて、今回、いろいろな措置をさせていただきましたので、これも多分、この議会のたしか議会のほうのこういう論議の中で出てきたお話だと思いますので、議員おっしゃるようなこと、先ほど答弁させていただいたように早速、担当の者が今までの担当とは違う担当だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思いますので、もう退職した職員なのであれなのですけれども、しっかりやってくれると思いますので、そういう指示もはっきりしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 岡本議員、質問は集会施設に給湯ということですから、このことだけであれば発言を許しますけれども、次に移るか考えて発言してください。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そうですね、ちょっと飛躍したなというところもありまして申しわけなく思っていますけれども、今国

会で厚生労働省が国会に提出している介護保険の法案では、大幅に介護要支援者向けの介護保険サービスの一部、訪問介護とか通所介護を市町村の事業に委託するとの話があります、これは情報としては、もちろんわかっているんじゃないかと思いますが、これも先ほど町長がおっしゃっていたようにお金もついてくるのだったらいいけれども、その辺はまだはっきりしないということで、これからの高齢社会で地域力とか、やはり近所で支え合うということで、非常にそれが重要になってくるのではないかなというふうに私は思っていますし、周りを見てもまだまだ活動できる、もっとこういうものがあれば活動したいという人が結構いるのです。

そういうところの力をかりるためにも、先ほど町長、心強いことをおっしゃっていただきましたので、その地域のそういう集会室を今後も継続して聞き取りをしていくよということなので、期待しているところで、もう一度、お話を伺いながら終わらせたいと思いますけれども、先ほど答弁で21施設で3,075回の使用があるというふうに回答されていましたが、実は自治会の役員や何か、では、必ずしも集会室を使って役員会をやっているかということ、10回に2回ぐらいしか使わないで、普通の食堂や何か使ったりして自費でやっているということが本当に現実問題なのです。

その辺のところも考えていただきながら、地域に眠っている近所力というか、共助の精神とか、そういうものを高めるためにもより使い勝手のよいものを考えてやるということに対しては大変、飛躍して失礼ではありましたが、誰かがこういうところに立ってしっかり言わなければ、主にそういう活動をしたいという人は女の人なのです。でも、そういうふうに何回調べていってもやはり行き着くところがあって、そこで中断してもう何年もたっているわけなのです。

その辺で、先ほどもいけないよということなのだけれども、私が考えるのはそういう一

生懸命やりたいところに手挙げ方式でもいいのではないかというふうに私の考えをここで最後に言って、もう一度町長から何かお話をいただければ幸いです。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回の給湯器の設置については先ほど答弁させていただいたようなことで強く指示をしたいなと思っています。

岡本議員のほうから自助、公助、近所という、非常にいい言葉を教えていただいたと思いますけれども、集会室ではやはり高齢者が集うというような側面も非常に大きいと思います。

そんな中で、私もちょっと最近読んだ記事で岡本議員にぜひお伝えしたいのがあるのですけれども、老後の不安は何だということの中で、まず健康が心配だと、それから今後かかるお金も心配だと、そして孤独も心配だと、このうち何が一番大変かというひとりで生き抜くという孤独ということが非常に一番大変だということのようであります。

それで、長生きをして毎日を送るための秘訣があるそうです。それは「きょういく」と「きょうよう」だそうです。教育委員会の教育ではなくて「きょう行くところがある」「きょう用事がある」要するに居場所と出番ということだと思います。

そういった意味で週に何回か装いをして仲間が集まる所に行き、そして仲間と一緒に何か地域のためにできるというような、そういう居場所と出番が必要だということで、その出番の役割がこのまさに集会室あたりも最近、大きな役割を占めているのではないかと考えておりますので、ちょっと読んで非常にちょっといいなと思って使わせていただきましたので、近所とともに「きょういく」と「きょうよう」ということで、しっかり指示をしていきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 先ほどでもうやめようかなと思ったのですが、「きょういく」「きょうよう」、その言葉も知っているのです。

あとは町長が事務局時代に視察と一緒にいったことがあって、バスからおりてくる介護される側が次々おりてくる人がみんなきれいな格好をしている、そしてしゃんとしている、それはどうしてかというところばらハウスとかあいうところ。街の中で、街の施設でデイサービスをやっている、だから今までそんな恥ずかしい年寄りを見世物にする気かと言っていた人が、だんだん街の中に出てくるようになって、しかもおしゃれをして出てくるようになったというのを、それこそ十三、四年ぐらい前だと思いますけれども、そういう視察をしたことがあります。

そして、実際に近所の食事会でも私はやってみて感じることは、やはりその中の会話を聞いていますと、あの人どうしたのだろうねとか、今あの方は病院に入っているよとか、そういう情報交換の場でもあるのです、そして病院に入院して、やって出てこれるようになった方をみんなが歓迎をするという、やはり携わる者でなければならぬ喜びもありますし、そういうことを手伝っている方はやはり、こういう喜びがあるから一生懸命なっているのだということも自分で経験して実にこれは大きな成果があることだと思っていますので、その辺を町長は十分理解していただいているようなので、この問題については終わらせていただきます。

それでは、美幌高校の連携、協力についてのほうへ入っていかせていただきます。

美幌高校の平成25年度入学者数は普通科80名、農業科74名の154名で、定員に対する充足率は96%でした。平成26年、最終入学者希望数は普通科55名、生産環境科学科16名、地域資源応用科49名、美幌高校としては120名、160人定員の120名と、40名の欠員があり、定員に対する充足率は75%であります。25年度の卒業

生は135名とのことでしたけれども、私も行ってみて礼儀正しくて、学校を休まず行った方が非常に多くて、それも大変、驚きました。

感動の卒業式であったと私もいつも感無量になるのですけれども、2校を一つにしたことは今の段階で生徒にとってもよい結果であったというふうに考えます。

しかし、これからの少子化傾向が続く中でも、いつも卒業式に行きたくて、せめて今現在ぐらいの生徒数を確保したい、やはり数の力というのですか、現在ぐらいの規模を保つことが本当に重要だというふうに考えました。

先ほども述べましたけれども、きのうの教育長の教育執行方針の中で美幌高校の活動を支える有効策を打ち出していくとのことです、そのことに対しては大変、心強く考えています。

答弁で平成26年度は長期休業中に学生ボランティアを小中学校へ派遣する学習サポート事業を本格実施するとのことですけれども、それをもう少し説明していただければ幸いです。

過去に美幌農業高校の生徒がクッキーなどをつくって保育園に訪問していただいたという経過もありますけれども、学習サポート事業というのはどういうことなのか、もう少し詳しく説明していただきたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 美幌高校の生徒さん方は本当にいろいろな面で非常に町にかかわっていただいているというのは周知の事実でございます。

その中で、25年度冬休みから、補正をちょっと皆さんの承認をいただいて学習サポート、今、非常に子供たちの基礎学力が落ちている、そういった中でやはりその先生方だけの部分ではフォローできない部分を何とか支援しようということで、農大生を入れて学習サポート制度ということで冬休み中に学習を見るという形を1回やらさせていただきました。

ました。

それは小学生だけです。それを26年度から小中学校全部でやりたいと、年間10日間ですけれども、夏休みと冬休みをやりたいということでございます。その中で、今までは大学生だけだったのですけれども、ぜひ地元の高校、唯一の高校ですので美高生にも手伝っていただきたいという思いがございます。

やはり、児童生徒というふうに考えたときに、やはり児童に思えばやはり年齢の近い、お兄さんみたいな人が勉強プラス、ちょっと余暇の部分は遊びもかかわってもらおうと、そういうことでやりたいというふうに思っております。それが26年度に今、考えています学習サポート制度ということでの提案でございます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そういうふうに地元はその大学はありませんから、やはり高校生が美幌では最高学ということになるのでしょうかけれども、そういう人でボランティアをしていただくということは大変、貴重な体験を子供たちもすることになるし、高校生もそういうプラスの方向に働いていくと思います。

それとは別に、先日、校長先生とお話する機会がありました。生徒確保についてなのですけれども、校長先生もことは管内の農協を訪問する考えを持っているのだというふうな話をされておりました。過去にたしか美農時代だったと思うのですけれども、校長と教育長が同行して管内を回るというようなことがあったと思うのですけれども、もし校長がそういう行動をとっていただくならば、教育長も同行するなどの考えがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 過去にはつい最近までそういうふうに生徒確保のために教育委員会も協力してきたという経過がございます。

す。

私も常々校長に話しておりますけれども、やはりなかなか地元では教育委員会というふうな立場の中では二つの顔があるというか、一つはやはり地元の生徒さんたちには自由に選択をして、自分に合った学校に行っていたきたいという面と、それと逆に高校が唯一の高校であり、地元ではきちんとそれを守って、教育を守るといふことではやはりきちんと守ろうという面がありまして、そういった中でいけば町外の方々、いうならばぜひ美幌に来てくださいといふことをお願いをすることについては、私は一向に構わないといふふうに思って、校長にはいつでも一緒に行きますよと。

ただ、今、問題になっているのは農業科、昔の言い方であれば農業科の中の生産環境科学科というところが、どちらかという後継ぎを入れている学科なのです。もう一つの学科は御存じのとおり非常に頑張って倍率も高く、片方は少ないという部分では管内の農協とかというふうにおっしゃっておいりましたので、私は農協だけでなくそれぞれの教育委員会、学校もちゃんと教育委員会にお話しして回らせてもらいましょうというお話はしています。

今、非常に危惧しているといふのは普通科、やはりこれはなかなか周りだけという部分のことではいきませんので、この辺はきちんと考えなければいけないと、何を考えるかといふと、地元の生徒が行きたくなる魅力ある学校づくり、これはどう頑張っても私どもがやれることではないので、それはきちんと美幌高校がきちんとそれを町内の生徒さん方に示してほしいというお願いはしております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 教育長の生徒確保が本当にどの町も今、少ない子供たちをどういふふうに引きとめるかといふことで一生懸命になっているのですけれども、教育長が

おっしゃるとおり、生徒が行きたくなるような学校づくり、子供たちの将来といふのはもう自分でいろいろ選んで行けるわけですから、ここに行きなさい、地元だから行きなさいといふことは私も決して考えていないのです。選ばれるような学校にしなければならぬといふことが、昔から学校に携わって自分も保護者として携わったときに、やはり何でもいいから入りなさいではなくて、選ばれて入ってくるような学校づくりをしなければならぬといふふうに、それはよく理解できます。

それと、これも校長先生のお話なのですがけれども、やはり就職を希望する生徒が地元志向が強いということなのです。しかし、生徒は地元どんな企業があるか余りわかっていないのではないかという話をしていらっしゃいました。

インターンシップ事業などをしたこともありますけれども、自分の行った先の企業しかわからないで、自分が高校生のときのことを考えても地元どんな企業があつて、どういう仕事をしているのかを、本当になるほどそれは把握しづらいだろうといふことで、この辺はやはり商工業者といふのですか、商工会議所を通じて毎年、地元の生徒を採用してくださいという通知は各企業に全部行っていると思います。そういう提供はあるものの、生徒に対して、それは求人するかしないにかかわらず、地元でどういう仕事をしている会社があるのかといふことを、やはりこれは1年とか2年のことではなくて、これはしっかり知らせてあげるべきだなといふふうに私は、これはなるほどといふふうに考えました。

地元の企業がどういう仕事をしているかといふ、紹介する機会があつてもよいのではないかと。これは商工会議所などと連携して何かできないかなといふふうに思っています。

それと生徒募集のために各中学校へ紹介をするのですけれども、その新聞とかテレビなどでも美高のことはかなり取り上げられていまして、最近では商業一般コースの生徒2人

が全国の商業高校の協会で開催する3種目、珠算電卓検定、ビジネス文書検定、情報処理検定の3部門で1級合格をしたということで取り上げられていました。

これは1級、3種目以上の1級合格者は表彰されるということなのですからけれども、一般の商業高校と違い2年生からのスタートでこの1級三つを取るということは、本人の努力も非常に高い努力をしたと思いますし、これを指導してくださっている先生方も頑張っていたのだというふうに思っています。

ことし国公立大学も5名行っていますし、私立大11名とか、短大9名、就職先とか、もっと中学生と保護者に対して情報提供するようなことがもっと積極的であってもよいのではないかなというふうに思うのです。

この辺などでも、教育委員会として何かできることがあるのではないかなと思いますけれども、ちょっと長くなってしまいましたけれども教育長のお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） いろいろ方策というのは思いつくところはあるのですが、この中でやはりきちんと考えなければいけないのは何度もお話ししますが、高校自体がどう思われるかということなのです。

例えば、先ほどの地元で就職をしたい子供たちがたくさんいる、そういった中でどういう場があるかというのは会議所から町のほうにも要望出ていますし、経済部でも実際に会議所とか、それからある企業に就職したい子供たちを連れてそれを見せるということはやっております。そういうことは具体的に。

ですから、今、例えば高校が普段出している高校のPRのようなものを例えば保護者にわかるように、言うならば生徒の2年生、3年生そういうものを積極的にやるとか、ですから一義的には高校がやはりそういう気持ちで今やっていないというわけではないのですけれども、それをやはり私はきちんと言いたいのです。

本来、地元の高校を守るというのは教育委員会ということでも、教育ということでは教育委員会、私は余り幅狭める気はないので主体的にはやるのですけれども、町全体ということで、町ということをやはりちょっと考えなければいけない部分があるのです。

ですから、まずは高校自体が先ほどの繰り返しますけれども、魅力ある学校づくりをどんどんPRして、その補足を例えば町にやってくれと、わかりました、では教育委員会はその補足をやるという流れをやらなければだめなのかなと思いますし、常々町長とも話していて、本来、こういうところを直してほしいとか、いろいろな要望、それは町ではなくて本来、北海道がやることであって、そういうことがあれば町長が札幌行ったときなどに必ず教育局に寄ってお話をきていただいていますし、私もそういう話をしております。

そういう役割分担でいけば、今、非常に期待したいのは農業科というところは非常に頑張っている部分、いうなら普通科という部分の中で考えれば、確かにことしは国公立に5名行っていますけれども、過去を見る限りではまだ多かった、前年度に比べれば7名が行っていますし、それは卒業生も少ないときで、そういった考えでいけばもっともっと応援もするけれども、高校、頑張るよというふうに私は言わざるを得ないというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そうですね、高校が主体となってというか、道立高校なのということなのですからけれども、自分もやはり関わってみて思うのは、やはり高校というのはやはり教職員というのは転勤があつて、何年かで行ってしまうのです。生徒も保護者もほとんどかわるのは何年間かだと、この辺のところ本当に難しさがあるのです。

やはり、高校のあるべき理想の姿を町としてもある程度、要求というのですか、そういうものをしていきつつ見守るといような体

制づくりが大切ではないかなというふうに思います。

本当に校長は二、三年、教頭にしても二、三年です、保護者もあとにPTA関係で残るとしてもいいところ5年ぐらいですから、やはり町として学校を普通科でも、美幌高校を守るのだという強い意志がないとは言いませんけれども、そういう明確なものはないかなという、少子化で仕方のないことなのですけれども、子供たちがどんどん減っていった普通科、高校がだんだん弱体化していくところを見ているものとしては、やはり町の意向というのですか、そういうのは必要かどうか、強く守っていくためには非常に重要なことだというふうには自分の中では結論つけたのですけれども、教育長は何か最後に一言ありましたら。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 私も地元の唯一の高校をきちんと守るという気持ちは岡本議員とは全く変わっておりません。

そういった中でいけば、本当に今ある意味では農業科と言われる部分では頑張っていたいております。ここは本当に人気も高いということですし、学校の先生方とも本当に皆さんと懇談もさせてもらったり、部長と一緒に何をやりたいか、そのことで美幌町で何かかわってあげられるかという話も全部しております。

やはり、何度も繰り返しますけれども普通科については、これは就職とか進学という部分については、何度も言いますけれども一義的に高校がどういう方向性を示すということをやらない限りは、私はまずいかなというふうに思います。

ですから、今がやっていないということではないけれども、まだまだやってほしいと、そのかわり私もまだまだ応援はしようと思っております。

そういう意味では両方頑張らなければいけないのですけれども、基本的には一生懸命頑張れという旗は振りますけれども、高校、特

に普通科の指導体制、それからどういうふう子供たちが先へ行くのだということを明確にもうちょっと具体的に町民、特にこれから進学する生徒たち、それから保護者に示していったいただきたいというのが私の今の力というか、言いたいことであります。

いずれにしても頑張って町挙げて応援していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○8番（岡本美代子君） 終わります。

以上で、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、3時25分といたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により、発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 教育委員会に対しては久しぶりです、よろしく願いいたします。

教育委員長も図書館へ行かれたことがあると思いますが、多数の人々が来館される中、日ごろより利用している者の一人として長年感じていることを素直に質問させていただきます。

北側にある正面玄関の西隣に花壇と椅子が配置されていますが、来館者が利用している姿を見たことがありません。

そのような現状の中、駐車スペースが足りなく、長時間路上に駐車している状況を毎回のごとく見かけるところです。

そこで、とりあえず花壇と椅子を撤去し、駐車場の増設をすべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

さきの質問でとりあえずと申しましたが、図書館、そのものが狭隘ではないかと思うことが多々あります。蔵書が本棚に収まりきら

ず、他のところで保管されていたり、閲覧するスペースにゆとりがなかったり、映像を見たり音声を聞く場所がロビーであったりしている現状です。

建設当時と異なる利用方法もあわせて考えた場合、近い将来の重要な課題だと思しますので、図書館建てかえを模索してはいかがでしょうか。

質問項目の二つ目の1です。職務を遂行するに当たり、それなりの手順があるのはもちろんのことですが、環境整備が整っているのかを重要視しなければいけないこともあります。幾度となく質疑や質問をしていますが、改めて事務事業量に合った適正な人員配置はされているのか、お尋ねいたします。

大きい項目の三つ目であります。おのおのの職員の能力やくせまで承知できる規模、職員300名程度の自治体で行われる人事評価はいかようなものなのか、人事評価の必要性とその結果をどのように考えているのかをお聞かせ願いたい。

現土谷町長は、大庭町長時代に総務部長を歴任され、試行的に人事評価を行ってきた立場です。行政は継続しているものです。町長に就任されてからはや7年経過しようとしていることは事実であり、その結果について明確にされていないと思いますので、過去にもむ人事評価を行っているが、その結果をどのように活用、反映されたのかお示しいただきたい。

評価の方法についてお尋ねいたします。

職員おのおのの相対評価はもちろんのこと、他の職員と比べた相対評価も必要不可欠だと思いますが、お考えをお示しいただきたい。

評価を点数で表現するならば、標準点とか基準点が存在しなければなりません。結果として、標準点、基準点に満たない者、あえて申しますとマイナス点の者が明らかになります。

そこで、人事評価の結果を踏まえ給与、これは本俸を指しています、この減額や降格等

の分限処分することもあわせて制度化する自治体もありますが、美幌町はどのようにされるのかお考えをお聞かせ願いたい。

大きい項目の四つ目であります。昨年12月以後、町民の風評、うわさを多く耳にするようになりました。その内容は、新設のパークゴルフ場施設整備のことです。

職員から報告を受けている土谷町長は自分の判断ができないでいる。新設のパークゴルフ場を諦めたのか。自分の夢、町民の夢を実現すると約束したのに土谷町長は切望している町民のため、日々、努力していると思っている私ではありますが、努力の一旦として足跡を示す時期でもありますので、パークゴルフ場施設整備に向けて地権者との交渉事や関係機関との打ち合わせ等の経緯を示していただきたい。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 吉住議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。図書館施設については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、事務事業量と適正な人員配置について、事務事業量に合った適正な人員配置はされているかについてであります。行財政改革の推進による職員の抑制に努めていく中で、地方分権に伴う国及び道からの権限移譲などによって職員個々の業務量が増大し、限られた人員で町民サービスに迅速に対応し、行政サービスを提供していくために職員一人一人が職場内でグループ制を意識しながら事務で協力できるものをお互いに協力し合い、最小の経費で最大の効果を上げる行政組織という行政運営の基本原則に基づき、効率的で柔軟な組織体制としてグループ制を導入したところであります。

グループ制は事務事業の変化に伴い、部長職権限により職員が担う担当事務や職員の配置がえなどができるなど、流動的で柔軟な組織となっております。

より精度の高い機動的な組織体制とするた

め、常に課題や問題点について検証を行うとともに、体制の見直しを行ってまいりました。

今後においても地方分権の推進、さらには時代のニーズに即応した組織体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、人事評価について、人事評価の必要性とその結果の活用をどのように考えているのかについてであります。地方公共団体を分権型社会にふさわしい組織に変容させていくためには、組織の担い手である職員自身の意識改革と能力開発を効果的に推進する必要がありますと考えているところであります。

平成23年4月に施行された自治基本条例において、職員の責務が規定され、公平かつ適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築するためにも人事評価システムの導入は必要不可欠であると考えているところであります。

また、第5次美幌町行政改革実施計画において、組織の活性化と職員力の向上を図り適正な人事管理を行うため、人事評価制度を全職員に本格導入することとしております。人事評価を行う最大の目的は評価した結果を今後の職員の能力開発、人材育成につなげていくことであります。

評価結果につきましては、給与等に反映させるとともに、人材育成や人事管理に生かしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、過去にも人事評価を行っているが、その結果をどのように活用、反映されたのかについてであります。過去に行った人事評価につきましては、職員の人材育成を目的に平成16年、17年度において管理職を対象に勤務評定として試行を実施したところであります。

試行結果の検証としては、自己評価のばらつき、自己評価が過小傾向にある、面談の必要性、目標設定達成度に難易度につける、職責によりウエートをかえるなどの課題が確認

されたところであり、評価結果につきましては試行であることから、給与等への反映は行わなかったところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、職員個々の絶対評価はもちろんのこと、他の職員と比べた相対評価も必要不可欠と思うがについてであります。人事評価制度については、職員の人材育成と組織の活性化、能力実績に基づく人員管理の推進、分権時代の自治体職員を育成し、行政サービスの向上を図ることを目的としていますが、前提として公平性、透明性、客観性が確保され被評価者が信頼できる制度でなければならないと考えております。

人事評価は、組織の成果、業績を向上させるとともに、その過程において個人としてのモチベーションを高めるという目的があります。人事評価を実施している多くの自治体では、評価結果の開示を受ける被評価者のやる気、動機づけの観点から、他者との比較よりも評価基準と照らした達成度合いを測る絶対評価を基本としており、本町においても絶対評価により人事評価を行うこととしております。

今後、人事評価を実施する中において課題等の整理、見直しを行いながら職員の資質、能力及び勤務意欲の向上が図られる人事評価制度となるよう、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、人事評価の結果を踏まえ給与（本俸）の減額や降格等の分限処分をすることもあわせて制度化する自治体もあるが、美幌町はどのようにされるのかについてであります。人事評価を行う最大の目的は評価した結果を今後の職員の能力開発、人材育成につなげていくことであります。

人事評価の評価結果につきましては、人材育成や人事管理の参考資料となるものでありますが、評価結果が最下位であることをもって、直ちに処分を行うのではなく、当該職員に対し注意、指導を繰り返す行おうべきと考え

ております。

また、必要に応じて担当業務の見直し、配置がえ、集中的な特別研修などを行うことによって改善を図りたいと考えております。

しかし、人事評価は分限の基礎ともされるものであり、国家公務員においては勤務実績が不良であり、公務能率に支障を生じさせている場合に職員を降級させ、または降格させることができる仕組みが定められておりますので、これを踏まえて同様の仕組みを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、町長の政治姿勢についてパークゴルフ場施設整備に向けて地権者との交渉事や関係機関との打ち合わせ等の経緯を示していただきたいについてであります。パークゴルフ場施設整備につきましては、12月定例会で答弁させていただきましたとおり、12カ所の検討委員会での検討を踏まえ、町長として最終決断をする段階にあります。

整備財源の見通しは明るくなってまいりましたが、将来の財政負担をしっかりと考えた上で、整備場所についてはそれぞれにさまざまな課題があり、面積の確保、周囲の環境、交通アクセス、地権者や農地の問題などを総合的に考えて、どの選択肢が町益、町民益のために最善なのか、最終決断に向けているところであります。

議会を初め、町民の皆様には大変御心配をおかけしておりますが、できる限り早い時期に決断し、相談させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 吉住議員の御質問に答弁させていただきます。

図書館施設について、初めに図書館施設の駐車場の増設をすべきではないかについてであります。図書館では現在、23台の駐車場を保有しておりますが来館者は1日平均約

240名で、多い日では約760名にも達することもあります。

特にお話の部屋、絵本と遊ぼう、子供映画会、お楽しみ文学館などの図書館事業が開催される日は駐車場が不足する状況であります。

また、無断駐車も多く、車に無断駐車の手出し張りつけによる抑制や車の所有者に直接お話するなど対応しておりますが、なかなか理解されないのが現状であります。

さらに、冬期間は例年、除雪の雪で東側の駐車場の半分に当たる6台ぐらいのスペースが雪山となり、大幅に駐車スペースが減少する状況にあります。

しかし、ことしは民間業者が社会貢献事業により排雪をしていただいたことで、本来の駐車場が確保され、町民の利便性が図られたことであり、大変ありがたく感謝しているところであります。

こうした状況の中、来館者の駐車場が少ない状況は十分理解しているところですが、御質問の正面玄関西側の花壇と椅子の撤去については、花壇のある敷地が三角形となっております。したがって、駐車スペースとして利用できるのは約12台から14台程度と思っておりますが、花壇の撤去及び駐車場整備になりますと多額の費用を要するため、昭和54年3月にオープンした図書館自体も35年を経過し、狭隘化に加え、老朽化も進んでいることもあり、図書館自体の建てかえを視野に入れて検討する必要があると考えております。

こうした状況から、花壇撤去による駐車場整備については十分理解できますが、費用対効果や今後の建てかえを考えますと、現時点での整備は難しいと考えております。

次に、図書館建てかえを模索してはについてであります。現在の図書館は昭和54年3月に新築オープンし、既に35年が経過する建物であり、オープン時の書架には3万冊の本が並べられ、5万冊を収納可能として建設された図書館であります。

しかし、35年を経過する中、町民ニーズ

の多種多様化により、現在は閉架書庫なども含め14万冊を超える蔵書数となり、本箱の増設、書架の本棚のかさ上げや書架通路の間隔を縮小させるなどの工夫により9万5,000冊を数え、当初予定の約2倍近い本が並んでおります。

しかし、これも限界であり、現在は比較的利用が少ない資料などについては、図書館以外の役場の旧質屋倉庫や旧労働会館へ分散保管している状況にあります。

また、図書館も乳幼児から高齢者まで幅広く利用されるようになってるとともに、図書館事業も住民参加型へと変化し、さらに来館者自体も長時間滞在型となるなど、利用形態も大変、変化してきております。

特に近年ブックスタート事業による子育て世代の絵本広場の利用者や絵本とあそぼなどの乳幼児向け事業の参加者が増加傾向にあります。

こうした利用形態の変化により、書架を初め、ブラウジングコーナーや絵本広場、2階ギャラリーなど、図書館全体が狭隘になっていることに加え、図書館自体も老朽化が進んでいる状況にあるため、町民の利用しやすいゆとりある図書館への建てかえが必要であると考えているところであります。

しかし、図書館ばかりではなく、美幌町の公共施設全体が改修、または建てかえの時期に来ていることもあり、今後、町と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 図書館施設のほうからお聞かせ願いたいと思います。

要旨の1です、駐車場の増設をすべきではないかと、費用対効果という言葉、私は今回、費用対効果という言葉が出てくるとは予想していないのが本音であります。というのは、教育長から今おっしゃってくれたように、多い日で760名、年配の方も小学生も

含めてある中で、やはりあそこの駐車場を見た場合、夏場においてもやはりあそこはちょうどたまたま経済部があるのですけれども、路上を埋め尽くすほどなのです。それが毎日続くとはあえて言いませんが、本当にそのぐらいの現状であります。

そういう意味で、費用対効果というよりも、もう少し意識を働かせていただきまして、あそこは子供さんも来ると、もしかしたら事故にも関係するかもしれないという観点があるのかなという観点では費用対効果という言葉ではちょっと済まされないなと私は印象的に思います。

そこでどうでしょうか、行政がお金がないということだと思うのです。今回も除雪した業者があった、ありがたいというお話であれば、一度世間に対してつぶやいたらどうでしょうか。あそこ誰か何平米ぐらい壊してくれたらとか、あそこら辺、擁壁で何メートルくらいやってくれないかなとか、はたまた舗装の得意な人には面積にして50平米ぐらい舗装をかけてもらったらどうか、これは世の中の知恵であります。

また、世の中には社会貢献をしたいと願っている方もあろうかと思えますけれども、そういう意味で答弁が不服という意味ではありません。それこそ人柄にもよりますがつぶやくことによって、ああやってあげたいという方もあらわれるかもしれません。大きい声ではもちろん教育長としては言えないかもしれませんが、そのぐらいのことは逆に貢献をしたいという者にとってはいい情報だと受け取っていただけるのではないかとという観点で、大きい声ではなくてもそこら辺、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 図書館をよく御利用いただいていることについては本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

町がやるということではいろいろなことを想定してみました。その中でいけば、やはり基礎がかなり深かったり、やはり最初は簡単に

そんなのを撤去すればいいではないかという
ような感じで、ちょっと指示を出してみました
けれども、ちょっと金額を聞いてやはり
1,000万円を超えるという話もあった中
では、ちょっと正直言って難しいという判断
をさせていただきました。

今、本当にいいお話というか、つぶやきと
いうわけではないですけれども、企業等の社
会貢献事業として1社では難しいにしても、
何社かの協力で非常に協力したいという話
があるとするならば、ぜひそういう話に協力
していただきたいという声は上げていきたく
いうふうには思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さ
ん。

○10番（吉住博幸君） これは大きい声
で、言葉というのは誤解を受けることがあ
りますが、私が申し上げたいのはそういう悩
みを抱えているよということを発信すること
によって、世の中ですから協力者があらわ
れるという趣旨で申し上げました。

要旨二つ目に移らせていただきます。速
やかに答弁が十分、ほかの公共施設とあ
わせて建てかえを模索していきたい、検
討していきたいという私の趣旨にどちらか
というところであったことでもあります。

ただ、その建てかえといってもお互い
にあした結論が出て、あさってから建て
かえが始まるわけではないと思うもので
すから、そういう意味で今の現状を一つ
は蔵書についてです。蔵書、ここに書か
れている数多くの蔵書があると思うので
すが、例えば確定申告みたいなハウツー
もの、あれは年度によって変わっていく
ハウツーものなのです。あれを本の置
いておく期間とかあるのですけれど
も、そういうものの本が極端に言えば毎
年、国の基準とか制度によってくもの
がすぐほしがっているのは今現在の
本という意味で、そういう仕分けの
方法もあろうかと思うのです、一つ
は。

そういう中で、どうしても学者さんが
来て過去の、その本によるのですよ、
税率云々と

いったら世の中には図書館関係の
連絡網があるわけですから、それこそ
借りてくるという方法で私は間に合
うのではないかと、それから廊下に
視覚的なブースがあります。もち
ろん、聞くところがありますが、あ
そこは見るのか、聞くというのは私
流に言うところだと廊下にあるべき
ではないと思っているわけです。

何を今、説明させていただいている
かと、狭隘、要するに教育長も認
識されているという答弁でありまし
た。実はソチオリンピックのテレ
ビ応援のときであります。民生部
長には言えないのですが4回ほど
しゃきつとプラザ、行かせてもら
ったら玄関口のテーブルに向かっ
てどう見ても高校生ぐらいの方、
ちょっと試しに3階に上がった
ら同じように隅っここのテーブル
のところの間違いなく勉強のため
でしょう、私はそのとき施設管理
者ではないのですけれども、天井
のライトをつけてあげたいぐ
らいの衝動に駆られました。

そういう意味においても、今の
現状の図書館という意味で見た
場合、本当に使い方、利用の仕
方といったほうがよろしいです
か、ということも本当に検討し
ていたらどうかと、例えば大学
受験に向けていたのだったら、
年がら年中とは言わないけれど
も、1月から少なくとも大学
受験に向けての3月半ばぐ
らいは図書館でもある一定時間
、工夫するとかということも
捉えていただきたいなど。

でも、先ほど答弁もありました
けれども、蔵書も多いことであ
ったり、狭隘だとなればやはり
建てかえというものも含めて
速やかな判断、上杉氏の一般
質問であります。近場に町民
会館の建て直し等も教育委員
会の考え方の中で町長答弁
でもありますが進めていきたく
いうことがありました。また、
答弁の中でも、そういう公共
施設を踏まえた上でそういう
答弁だったと私は期待してい
るところでもあります。

でも、現実は今、差し迫った
新築が今現在、何年の何月何
日にできるということ

は、私は今は詰めるところではありませんが、少なからずその間、利用のあり方ということも含めて、そういう観点で新築になるまでの間、工夫できるものはしていただきたいという思いを込めて最後に教育長にはお尋ねしておきたいと存じます。

◎会議時間延長の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

もはや、4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（古館繁夫君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 図書館が狭隘だというお話はさせていただいた中で、建てかえをとという話をしております。

これは、あくまでも教育委員会での考え方でありまして、また教育委員会内部でも今、町民会館の問題もございまして、スポーツセンターの耐震等を今やっていただくというような、たくさんな施設の方向性を出す必要があります。

そういった中で、なかなか増設では済まないということのようにお受け取りいただきたい。そして、その時期を含めて今、お話をいただいた当面の狭隘化の改善について工夫の努力は御指摘のとおり一生懸命図書館スタッフとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大きい質問事項の

2番目に入らせていただきます。

事務事業量に合った適正な人員配置はされているのかという御答弁をいただきました。

その答弁の中で、グループ制という言葉が3カ所ほど出てきております。

実は、総務常任委員会という形の中で今、関心があるのはほかの自治体で俗に言う課、係制というのですか、グループ制をずっと試行でやっていたけれども、課、係制に戻すという決断された自治体もあるようでありますし、確認もさせていただいているところであります。

そういう中で、今、美幌町はグループ制だということは私も十分、承知しているところでありますが、事務量の大きい、少ないという言葉がいいのかどうかわかりませんが、本当のグループ制によって人同士がカバーし合っているのか、本当にできているのかという疑問がありますし、そのグループ制にしても答弁の中では部長の権限によって柔軟に対応しているという言葉でありましたが、本当に人員配置が適正なという意味でできているのかということをお尋ねしたいと存じます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 人員配置、今、適正かどうかという御指摘でありますけれども、地方分権の推進であるとか、あるいはそのことによって事務量がふえていく中で18年かにグループ制を導入させていただきました。

私は一定の成果が出ていると判断しております。現場を預かるやはり部長職の権限、かなり幅広く人を動かすということまで盛り込んでありますので、そういった意味で例としては例えば職員が長い期間でなくても6カ月だとか、3カ月、何か事故だとか、病気にかかったときの対応だとか、そういった中では一々人事異動しなくても対応できるというようなことの評価はしているところであります。

ただ、業務量が多いというのは本当に御指摘のとおりだと思います。業務量が多い割に

人の全体の数をどうしているかという、ここ14年間見ますと、最大ピークの12年には333名でした。そこから61名も減員しているということで、こういうグループ制だとか、やはりそういう対応をとらなければまだまだ難しい状況になっていたのだろうなと思っております。

いずれにしましても、適材適所のためにもしっかりとした取り組みを今後もしていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これは大きい項目であります、後々また次に移る3番目のことに正直行って絡んできますので、ちょっと御理解をしておいていただきたいなど。

大きい項目の中で確認したかったのは、行政の、美幌町という意味ですよ、職員定数、今、現状より十数名減の中で努力されているのかなと、私は職員定数の中は町長の腹、組織の判断の中で許されている行為だと思っという、とりあえず意見を申し述べておいて、大きい項目の話に移らせていただきます。

人事評価の最大の目的というのは職員の能力開発、人材育成だと、こういうことをおっしゃられています。もちろん、それには皆さんの職員研修等があるかと思いますが、当然、それに応じて能力というのは高まっていくものだと私は固く信じたい。固く信じたいのです。

そうしたら、給与に反映させる必要が出だしとして必要なのか、やはりそういう職員研修も含めて能力、スキルアップということの確認を持った上で話ではないかと思うもので、そこら辺このことについて御答弁いただければありがたいかなと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 定数については定数内で今、押さえて、町長の考え方一つだということでもありますけれども、このなぜ定数条例を設けて定数を決めなければいけないかと

いうことを逆に考えますと、やはり町長の意向によってどんどん職員数をふやすと、膨張させるということは極めて問題が多いということで定数条例というものを、一定の定数を通常の業務をしている中での定数というものを決めているわけであります。

だから、そこを超えるということになると議会の審議を当然、通らなければいけないということでもありますので、定数についてはそういうことで御理解をいただきたいと、そのように思っています。

それと、人事評価についてなぜその給与まで反映させるのかということのお尋ねでしたよね。これは職員のスキルアップ、能力アップについては、それはもちろん我々取り組んでいるわけでありますけれども、要するにモチベーションも含めて、やはり志あってしっかりと仕事をやった人にはそれなりの応分の評価を与えないといけないと、そして標準以下の部分、あるいはできていない、何度もやっていない職員に対してはやはり一定の分限処分まではちょっとなかなか難しい、分限の退職してくれというところまではなかなか難しいと思っておりますけれども、そういった制度の中でやはり志、しっかりと持っていて、それによってしっかりと住民の付託に応えるような仕事をしていただくと、そういうためにそういう制度を設けたいということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 職員定数のことだけちょっと触れさせていただきます。

私は既存の定数枠内でのとりあえずですよ、今現状は十数名、定数から見たら減ですよねという趣旨で申し上げましたので、その辺ちょっと私のしゃべり方も聞き方も悪かったのですけれども、ちょっと改めておいてくださらないでしょうか。

では、続けてお聞きいたします。昨年、美幌町において途中でありましたけれども、中途というのか、中途というのか言葉あります

けれども、社会人枠の職員を採用したと、こういう経過があります。もちろん、社会経験ということを重きを置いて採用されたと思うのですが、そういう意味においても適材適所、話があつちやになつて申しわけないのですが、私から見てもちょっともったいない、これは私の感覚ですから失礼ですけども、もったいない使い方をしているのではないかという観点があります。

そういう面で答えをいただきたいということ、要旨の2のほうにちょっと移らせていただきます。

町長も総務部長時代からも含めて平成16年、17年、ここに書かれているとおりです。自己評価のばらつき、自己評価が過小傾向にある、面談の必要性、目標設定、達成度に難易度をつける、職責によるウエートをかえる、そうしたら今回、これを整理した上で新たな人事評価の基準というものを最初から明確にしておかないといけないのではないか。だって、16年、17年の反省としてしっかり答弁に書かれているわけですから、職種によってウエートが違ふとも言われているわけですから、そうしたらこれが先にその担当、配置される職員さんに難易度も含めて明らかにしておかないとまずいのではないかという印象を受けるのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 社会人枠で採用した職員、もったいない配置をしているというようなこと御指摘があつて、具体的にちょっとよくどこがどの部署を指しているのかちょっとよくわかりませんのでお答えしようがないのでありますけれども、我々としては今、いる社会人枠以外も含めて職員それぞれのいろいろな経験の中で、やはり総合的な力を持っていただきたいというようなことも人事異動の中の一つの役割だと思つておりますので、そういった意味で同じ職場に長くいること自体がやはり人間の幅、キャパシティー自体が狭いところに終わってしまうというようなこ

とも含めて適材適所で、そしてかつ将来に向けた人材育成というようなことも含めて配置をしているということでもあります。その辺は御理解をいただきたいと思つています。

それと後段の質問、ちょっとわかりにくくてちょっと理解できなかったのですが、ただ私も総務部長のときは評価される側でしたので、総務部長ではなくて経済部長だったので評価したり、評価される側でしたので、この16、17は私は違う部署におりましたので、そこだけは御理解いただきたいと思つています。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 改めて答弁素地において、そういう立場というのを改めて認識させていただきますが、答弁書の中ほど、試行結果の検証としてということで御答弁をいただいています。

課題が確認されたと、しっかり御答弁をいただいているわけですから、そうしたら26年度から始まる人事評価にもこの課題について何らかの考え方も含めて、職員にされる方に対して明確にしておくべきだろうと。

例えば、あなたの職場は職責としてはウエートが高いよと、こつちは例えば課長の半分だよと、そういうふうには私は受けとめるのです。そういうことが確認されていると言つているのですから、確認されていることを職員さんにやはりわかっていた上で対応をとつていくべきだと思つています。

要するに、このような課題を整理した上でおやりになるのであれば、しておかないと印象で言つたら怒られますから、これ以上は言いませんが、このことについては整理して考えていかなければいけないだろうなということでもあります。それも含めて次に移ります。

絶対評価、もちろん当然のことだと思つています。ただし、これは委員会の話をしていいのかどうか、ちょっと一般質問だから堂々とやればよいことですが、聞き方によつて

は例えようがないのですが、これは簡単に言えばいじらないよと、それは経費とかというお話だったと思うのですが、でも下から持っていった場合、給料そのものの予算が出てきたとする。不安でたまりません。

というのは、評価がこれを基準にしたら、ちょっと失礼な言葉で言えないものですから表現は、これを基準にしてプラスだよ、プラスだよ、プラスだよという印象に私は承ったものですから、そうしたら給与費が提示されてもどこで予算という意味で確認し合えるのかなという意味も含めて不安に思うところが本当であります。

ただもう1点、私どももたまたま企業をやっております、勤勉手当にしても結果として、それはあなたが能力ないからこういう評価で勤勉手当も含めて下がるのだといったら、モチベーションと言われたら僕は上がりません。ですから、この答弁においてなかなか難しい表現だなとして受けとめているところであります。時間がないからちょっと全体という意味で捉えてください。

私は人を育てる、例えば私はよく自分ちの会社で言われています。部下に。お前には言われたくないと、恥ずかしいことであります。人はそれぞれ、こういう点数をつける前に自分の気持ちの中でお互いに、お互いと言ったらちょっと語弊がありますが、それなりの人事評価というのは口では言わないけれども、口では言えませんよ、されているものだと思いますし、モチベーション一つでこういう上司には使われたくないという感情もあるのではないかとこのところがあります。

そうすると、この人事評価に基づいてグループ制も含めて人事配置というのは、私はあえていえば町長の腹一つで、世間というのはこうなのです、人と比べられたときにいい悪いは別として、悲しい気持ちになることがありますし、逆に喜びのときもございますが、例えば点数でなぞらえて、これは私の感覚ですから、例えば議員仲間も私はみんなの

評価を受けたら38点かもしれない、中嶋さんは99点、上杉さんはきょう一般質問でいい質問をしていますから120点、そういう中で誰を次のポストに据えるかといった場合、そういう点数が明らかな場合、ものはわかりやすいのですが、いやいやそういう吉住でもある場面では一生懸命だよ、なめて100点にしてあげる、坂田美栄子さんも器量がいいから100点だと、こうなったとき同じ100点同士がいた場合、どうやって例えばポストの昇格という意味でこれが喜びに感じている人が全てだとは思いませんが、仮に職員の希望として、係長よりは課長、課長よりは部長、部長よりはせめて副町長、そういう思いの中で、おれはあいつより劣るといって、簡単に言えば100点同士がいた場合どうされるのか、うちの会社の場合、お前めんこいからだと、お前一生懸命働く、社長の一言で人事は決まっているところであります。

むしろ、今回の人事評価というのは、あえて言うなら先ほどの課題が整理できないままになされることは、逆に町長がなさろうとすることが誤解されて崩壊するのではないかと、それだったらむしろ300人程度の職員数の中であります。それだったら町長さんの人事権と予算をつける権限、町民からいただいているわけですから、信頼申し上げて町長の名のもとでされるのがベストだと思うのですが、あわせてちょっとそこら辺お聞かせ願えればありがたいと存じます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大変長い質問で、抜けたらまた御指摘をいただきたいと思っておりますけれども、そういった町長であるとか、そういうポストに対して恣意的なものを働かさないといのがやはり人事だとか、人事の配置、あるいはポストをどうするかというのがやはり大きな柱になってくると思っております。

ですから、御社についてはめんこいからということですが、我が社ではそういうことにはなかなか切れないと思っておりますので、正当な評価をしながら、やはりこの人事

評価制度自体はプラスの評価をどんどんしていこうと、そしてモチベーションをどんどん上げていって、士気を高めていこうというシステムなので、一番簡単なのはマイナスポイントをつけるのが一番簡単だと思います。何かして法例違反した、マイナスポイント、これが一番難しいわけですから、そういった意味ではこの人事評価というのは非常に職員の意識も変えないといけないということで、今、研修なども取り組んでおりますけれども、意識を変えないとなかなか難しいことだと、絶対評価なんてできないと思いますので、その辺はしっかりと難しくてもやるということを進めてまいりたいと。

それから予算措置については、やはりたくさん優秀なポイントが上がる職員が出てくれば嬉しい悲鳴ですけれども、予算が足りなくなればやはりこれは議会の皆さんにまた御相談するということでありますので、いずれにしる厳しいですけれども反省を踏まえてしっかりとした取り組みをしたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 済みません、言葉尻で責めるつもりはないのですが、絶対評価はできないという言葉に、それは相対評価ができないということで理解しておきます。

ただ町長、済みません、きょう時間が私の進め方が悪くてなくなってきましたので、今後ともこの1年かけて、もちろん皆さんも試行の中で工夫されていることだと思います。

でも私は総務部長さん、大変だなと思ってます。というのは、行政評価もまだしなければいけないという意味ですよ、だから本当に体悪くしてしまうのではないかなと、俗に言って仕事に追われて、俗に言ってですよ殺してしまうのではないかなと思うのです。

そういうことも含めて、あえて言えば適正な人員配置という意味で、私は今、認められている少なからず定数の中であれば、今、十何名少ない中で努力いただいておりますが、町

長もおっしゃられたように仕事量がふえてきているということだあってあれば、その範囲内はとりあえず、許される行為ですので十分御配慮いただければありがたいかなと思いがら次にパークゴルフ場であります。

町長、もう1回、質問の紙を見ていただきたいのです。と申しましたのは、私がお聞きしていることは、パークゴルフ場施設整備を受けて地権者との交渉ごとや関係機関との打ち合わせ等の経緯を示していただきたい。きょう、大きい声では言いませんが、わざわざコピーして上杉氏の一般質問からずっと遅ればせながら、部長級はこれを見ていると思うのですが、言葉として見ていただいていると思います。町長、私、嫌われているのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 決してそのようなことはございませんので。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） そうであれば、私はこの質問のとおり触りでもいいから触れていただきたいと思うのです。

ただ、あえて言えば触れられないということは、勝手にまだ整理ができていなくて交渉事も関係機関ともできていないのだと、勝手に解釈しながら質問を続けさせていただきますが、これ美幌新聞です。3月4日火曜日、出た記事の拡大コピーであります。同じものをお持ちだと思いますが、2期目を締めくくる26年度に向けて新設パークゴルフ場は町内検討組織で候補地を上げ検討中、その中には今のパークゴルフ場の上手延長する案もある、とわざわざ町長さんの新春の集いの中で12ある候補の中であえてこういう表現を使われていると思いますが、私は勝手に半分安堵の感があります。私は今までさかのぼること3年前からずっと町長の姿勢ということで聞いてまいりました。勝手な解釈ですが、私は既存のパークゴルフ場の上手に、あえて言えば新設ではなくて増設をもってされるのだ

など、喜ばしいことだと内心思っている最中
でありますし、各おのおのの一般質問にもあ
ります。

そういう中で、上杉氏の質問の中でもし過
疎指定を受けた上で、簡単に言えば2億、3億
の事業量、ぱっぱと出してやりたいぐらい
の思いも伝わってきています。

そうしたら、河川敷の増設であれば土地を
求めることもなく、それほど無理がかからな
い、そうしたら別なことに速やかに対応とれ
るのかなど。

最初の質問に戻りますが、よし教育委員会
と、教育執行方針やったのだからお前自由に
使えと、太っ腹で与えてよき町にされるのも
一つの考え方かなと勝手に思っているところ
であります、いかがでしょうか。

今回、まだ交渉事もされていないと私は勝
手に判断した上の今の論展開でありました
が、お話があれば。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ボールを私が受けて
おりますので、まだ返していないというこ
とで、本当にそういった意味では事業着手にお
くれているということに対して、非常に申し
わけないというようなおわびを申し上げたい
なと思います。

その中で、残り1年2カ月の任期でありま
すから最善を尽くすということでもあります。
その中で最近、私も認識が甘かったというお
叱りを受けるかもしれませんが、12
カ所の候補地を上げていただいて、そのうち
3カ所が民地、あるいは今のパークゴルフ場
の拡大というようなことを含めて、農地でな
いところが12カ所分の3カ所であります。

それで、農業委員会の建議書の中でも優良
農地はしっかり残すべきだというような建議
もいただいておりますし、また、この新聞記
事も拝見しました。住民の皆さんと議会の意
見交換の中で、常任委員会で事務調査か何か
で行かれたというようなことも聞いておりま
すので、その中で開発との協議で河川敷の中
でも十分できるのではないかとというようなこ

とも、この記事を拝見しましたので、いずれ
にしろうといったことも含めて農地は難しい
という認識をしておりますので、いずれにし
ろ、そう遠くない時期にしっかりと皆さんの
前に御提示をさせていただきたいと、その中
で私が言ってきたこと、できなかったこと
についてはしっかりと説明をしていきたいと、
そのように考えております。

○10番（吉住博幸君） 議長、ちょっとお
尋ねします。

私は議会延長の宣告をするときに時計をは
かっておりますので、1分と5秒、私の質問
時間を中断されております。

そういう意味では、この1分と5秒、使っ
てよろしいでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さ
ん。

○10番（吉住博幸君） 町長、話の答弁
ちょっと失念しておりますが、そういう意味
で私は町長には熱き思いの中で選挙戦をくぐ
り抜け、町民の夢を叶えるということであり
ますので、私は町長は実効性のある方だとい
うことは十分承知しておりますが、これが遅
くなれば不安というものほどのようにおいて
も付きまとうお話であります。

その胸の内をたまに総務文教厚生常任委員
会にもお出でになって、先ほどの上杉氏の一
般質問にもありましたけれども、胸襟を開い
て、吉住ちょっと話乗れよ、上杉さんちょっ
と頼むよということも、これもあえて言え
ば、小さな声で言いますけれども政治の世
界だと私は思っています。

また、そのことが議員の喜びかもしれませ
んので、一方的に申し上げておいて一般質問
を終わらせていただきます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いずれにしろ、そ
んな遠くない時期にはしっかりと皆さんの前
に提示をさせていただきたいと、そのように
思います。

よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 以上で、10番吉住

博幸さんの一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時29分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員